

令和2年9月定例会 防災・感染症対策特別委員会(付託)

令和2年10月1日(木)

[委員会の概要]

福山委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について(資料1)
- 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例(仮称)骨子(案)について(資料2)
- WITH・コロナ事前避難緊急対策事業について(資料3)
- 「徳島県地域防災計画」の修正案について(資料4)
- 徳島県立西部防災館に係る指定管理者の応募状況について(資料5)
- 新型コロナウイルス感染症の状況について(資料6)
- 季節性インフルエンザ定期接種の自己負担額に対する補助について(資料7)

志田危機管理環境部長

危機管理環境部から5点、御報告いたします。お手元の資料1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。事前の委員会で御報告させていただいた以降の動きについて御説明いたします。

9月11日の対策本部会議におきまして、感染の状況や病床使用率などの判断基準が、とくしまアラート感染拡大注意・漸増の基準を下回ったことから、専門家会議の委員の方々の御意見を踏まえ、とくしまアラートを感染観察・強化へ引下げを行い、さらに、9月18日の対策本部会議におきまして、とくしまアラートを解除したところでございます。また、県民や事業者の皆様には、秋の4連休、さらには、季節性インフルエンザの流行する冬場に向け、注意喚起の徹底を改めてお願いしたところでございます。

あわせて、イベントの開催制限についても、国と歩調を合わせ、9月19日から、人数上限を緩和することとしました。また、この9月18日から徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例(仮称)骨子(案)について、パブリックコメントを開始したところでございます。

9月24日の専門家会議におきましては、国の基準に合わせ、感染者の退院基準を変更するとともに、感染状況の分析として、本県では全国的な状況と比較すると、死亡者数が多くなっておりますが、これは年代別に見て、死亡率の高い高齢者の方々の占める割合が大きいことによるものであり、こうした特徴を、今後の対策に生かすべきとの御意見を専門家の皆様からも頂いたところでございます。今後とも、全庁を挙げて、感染拡大防止に取

り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例(仮称)骨子(案)についてでございます。本県の感染状況につきましては、現在は落ち着いているとはいえ、県民生活や地域経済への深刻な影響が続いており、今後の感染拡大への備えに万全を期す必要があります。そこで、感染拡大防止を図りながら、社会経済活動を引き上げるための新たな日常、ニューノーマルの実装に向け、今定例会において、条例を提案させていただきたいと考えております。

条例の内容につきまして、まず、第1条では、感染拡大防止と社会経済活動の引上げの両立を図ることを本条例の目的とし、第2条では、本条例で用いる用語の定義をいたしております。

第3条では、県の責務として、感染拡大防止及び社会経済活動の引上げの両立のための総合的対策の実施、市町村との緊密な連携等を規定いたします。

第4条では、県民の役割として、県民一人ひとりの基本的な感染防止対策の実践等に加え、事業者版スマートライフ宣言やガイドライン実践店ステッカー掲示施設の利用、国が提供する接触確認アプリケーション、また、とくしまコロナお知らせシステムの活用を規定しております。

第5条では、事業者の役割として、基本的な感染防止対策の実践等に加え、利用者の安全安心の確保につながる、事業者版スマートライフ宣言やガイドライン実践店ステッカーの掲示、とくしまコロナお知らせシステムへの登録について、事業者の方々の義務として取り組んでいただくこととしております。

第6条では、公表の関係ですが、5名以上の感染、いわゆるクラスターの発生が確認された際、また、クラスター発生が懸念される場合も含め、感染者に接触した可能性のある者を把握できず、感染拡大防止に必要と判断される場合には、感染症法第16条の規定に基づき、相手方の同意を必要とせず、施設名や店舗名等を公表することとしております。その際、クラスター発生等の要因が、適切な感染防止対策が講じられていなかったことによる場合には、その旨を併せて公表することといたします。もう少し説明させていただきますと、施設名、店舗名の公表につきましては、飽くまでも、感染拡大のおそれがあるかどうかで判断されるものでありまして、例えば、感染者に接触した方を全て把握できており、連絡も全てついている、といったケースでは公表は行いません。

そして、感染拡大防止の観点から、名前が公表された施設等におきまして、適切な感染防止対策が行われていなかったことで感染拡大を招いたという場合には、施設名等と併せてその対策が十分できていなかったことも公表するということを明記しているところでございます。

なお、②にありますように、逆にクラスターが発生しましても、十分な感染防止対策がなされており、施設や店舗側にクラスター発生の責めがなく、疫学調査への積極的な協力などが得られる場合には、県として、当該店舗、施設等の営業再開時における安全宣言の実施などの支援を行うことも盛り込みたいと考えております。

最後に、第7条は、感染者、医療従事者、またその御家族等に対する差別や誹謗中傷の禁止であります。コロナ禍という歴史的な危機を県民、事業者、県が一丸となって乗り越えていくためには、このような差別的言動は、あってはならないところであり、条例に明

確な位置付けを行い、差別や誹謗中傷^{ひぼう}を許さない県づくりにつなげていきたいと考えております。

今後、県議会における御論議、また、現在、実施しておりますパブリックコメントでの県民の皆様のお意見を踏まえ、早急に最終的な条例案を取りまとめ、提案させていただきたいと考えております。

続きまして、資料3を御覧ください。WITH・コロナ事前避難緊急対策事業についてでございます。この事業は、台風襲来などを想定し、お住まいが一定の地域要件に該当し、かつ、特に配慮が必要な方、要配慮者の方を対象に、警戒レベル3以上、避難準備、高齢者等避難開始の避難情報が発表され、事前避難として、ホテル、旅館を活用する場合、宿泊費の2分の1、付添いの方1名も含めまして、1人1泊当たり2,500円以内の助成を行うことにより、避難者の安全確保と避難所の3密回避に資する取組として実施するものであります。

この事業は、今年度の県による緊急対策として、危機管理調整費を活用させていただき、本日10月1日から11月30日までの台風や大雨を対象に実施することとしておりまして、市町村には、可能であれば県との協調補助をお願いしたいと考えております。今後は、こうした対策の制度化に向けて市町村と協議を進めてまいります。

続きまして、資料4を御覧ください。県の地域防災計画の修正案についてでございます。この計画につきましても、災害対策基本法に基づく、本県の災害対策の根幹をなす計画であり、国の防災基本計画と整合を図りながら、徳島県防災会議にて決定するものでございます。

今回の主な修正・追加項目といたしましては、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、分散避難の推進、避難所における感染症対策などを盛り込むとともに、高潮浸水想定の方針に伴う取組につきましても追加いたします。さらに、昨年の令和元年東日本台風などの教訓を踏まえ、災害リスクと取るべき行動の更なる理解促進、また長期停電、通信障害への対応などを明記するとともに、国の防災基本計画の修正に伴う事項として、防災機能を有する道の駅の整備、加えて、その他県施策等の推進に伴う取組を追加したいと思っております。

今後、県議会での御論議を踏まえた上で、徳島県防災会議に諮り、修正を行いたいと考えております。

続きまして、資料5を御覧ください。県立西部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。1. 募集スケジュールにございまして、7月22日から、県のホームページに募集の概要を公表するとともに、募集要項等を配布し、公募に必要な手続を、順次、行ったところであり、去る9月23日の申請書類の受付終了までに、2. 応募状況に記載のとおり、1団体から申請がございました。今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、10月上旬に候補者を選定し、11月定例会に議案として提出したいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

鎌村保健福祉部副部長

この際、保健福祉部より2点、御報告をさせていただきます。お手元に配布の資料6を

御覧ください。報告の1点目であります、新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。まず、1、県内の発生状況についてですが、9月29日現在、累計感染者数は、148名となっております。

次に、2、検査の状況でございます。まず、(1)検査の実績ですが、9月29日現在、計6,908件の検査を実施しております。また、(2)検査体制の強化としまして、公立 公的医療機関への検査機器の導入支援については、これまで、5医療機関において機器導入済みであり、残りの医療機関についても順次、導入予定となっているとともに、県医師会を通じて、290を超える医療機関での行政検査実施箇所を確保し、また地域外来検査センターの増設を南部及び西部両圏域に10月中旬に予定しており、保健製薬環境センターや、家畜保健衛生所にPCR機器の追加導入などにより、検体採取から検査まで、抜本的な強化を図ることにより、1日最大1,500件を超える検査体制を可能としてみたいです。

次に、3、医療提供体制についてでございます。宿泊療養対応につきましては、東横イン徳島駅眉山口において、8月7日から、感染者のうち、病院外での療養が可能な段階となった方の受入れを開始しました。また、医療従事者等の一時滞在施設として、8月8日以降、新たに六つのホテルを確保したほか、東横イン徳島駅眉山口の患者受入室数については、9月1日から、従来の100室から150室へと拡大しました。

さらに、次のインフルエンザ流行に備え、診療検査医療機関(仮称)を指定するため、県医師会の協力の下、医療機関に対し、指定に向けた協議を開始したところでございます。

加えて、9月24日、第11回徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、本県の退院基準の見直しについて了承され、10月1日、本日から、国の退院基準を満たした者は、退院可とする運用を開始することといたしました。

次に、資料7をお願いいたします。報告の2点目であります。季節性インフルエンザ定期接種の自己負担額に対する補助についてでございます。今後、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されることから、インフルエンザの重症化を抑制するとともに、医療提供体制のひっ迫を回避するため、高齢者等の予防接種に係る自己負担分の無償化を行い、積極的な接種を推進してみたいです。

補助の内容としましては、季節性インフルエンザ定期接種対象者であります65歳以上の高齢者等の接種に係る自己負担分1,600円について、市町村を通じ、県が負担をすることで、無償化を行います。開始時期は、10月1日、本日からとしておりまして、必要となる予算額は3億9,200万円となります。この予算については、早期において定期接種対象者のワクチン接種を推進する必要があることから、危機管理調整費を活用させていただき、迅速な事業執行に努めたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

福山委員長

以上で報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

黒崎委員

今日の朝の徳島新聞の第1面に吉野川流域「千年に一度の雨」という、1,000年に一度

の雨を想定して、家屋流失最大5,000ヘクタールというのがガーンと出たのですけれど、これを読みながら数ページをめくってみると、国土交通省も新型コロナウイルス感染症対策のほか、国土強靱化^{きょうじん}やインフラの老朽化対策などの経費を事項要求とした要求額が5兆9,617億円という記事が出ておりました。水害への備え拡充と。大変大事なことだろうと思います。そういう時期なのかと思いました。

これは国のことですが、これについてどのようなことなのか、県からも、分かっていたら御説明していただきたいと思います。

坂本水災害対策室長

ただいま、黒崎委員から、本日の新聞報道にありました吉野川流域における家屋流失災害5,000ヘクタールの記事についてでございます。

内容につきましては、国土交通省におきましては、河川整備の着実な進捗によりまして、河川氾濫の頻度が減少しているものの、一度氾濫が発生すると被害が甚大になるおそれがあるととも、近年、激甚化した豪雨が頻発化している状況を踏まえまして、流域の関係者の方々に、平時より水害リスクを認識した上で、氾濫時の危険箇所について正確な情報を知っていただき、市町村が策定しますハザードマップに反映するなど、水防対応能力を高めるため、想定し得る最大規模の洪水を対象とする洪水浸水想定区域図を作成しているところでございます。

吉野川におきましては、国が平成28年6月に、今回新聞報道にありました、河川からの氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水想定が最大の区域図と合わせて公表いたしまして、流域の市町や住民の方々などに水害リスクを説明するとともに、県におきましても職員が町内会や会社などへ直接出向きまして、地域の状況を踏まえた水防対策の重要性を説明する出前講座などを通しまして周知を図ってきております。

内容につきましては、想定し得る最大規模の豪雨を岩津上流域に降らせたシミュレーションを実施したものでございまして、本県が経験した戦後最大の流量規模、これは平成16年の台風23号でございますが、この二日間の総雨量765ミリの約2倍を想定したものとなっております。

吉野川流域におきましては、近年、経験したことの無い雨量や水位上昇が起きれば水害リスクが生じることが懸念されますので、市町をはじめ関係者で連携しながら、水防対応力の向上に取り組んでいるところでございまして、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

これは、平成28年の委員会で1回、出てきていたのではないのかと思うのです。これを基準に、徳島県が洪水、浸水の対策もやったと思うのですけれど、それは間違いないですか。

坂本水災害対策室長

県におきましても、洪水予報河川、水位周知河川の計16河川において、浸水想定最大の規模の浸水想定区域図等を公表しております。

黒崎委員

いずれにしても、時期がちょうど台風の時期にも当たりますし、最近、温暖化で雨もたくさん降りますので、更に気を付けないといけないということで、こういう記事が出たのかもしれない。

この間、私も吉野川の質問をしましたけれど、確かに1,000年前には2回くらいありました。岩津の北を流れていた吉野川が、岩津の南を流れるようになりまして、大きな大きな岩盤を切り裂いて、南側に流れを作ったり、あるいは鴨島と陸続きだった善入寺島が、本当に島になってしまったというふうな、そんなことが起こってくるのです。

ですから、気を付けないといけないことは気を付けないといけないのですが、徳島県としたら、本流もさることながら、水の場合、流れ込んでいる支流ですね。支流をどうしていくのか。恐らくこれについては、もう相当、委員会でも議論したり、県も積極的に取り組んでこられていると思います。

支流の対策については、現在何かお考えであったり、新たにということがございますか。

坂本水災害対策室長

本県が管理します県管理河川におきましても、直轄河川と同様に洪水を安全に流下させるよう、過去の洪水や浸水被害を踏まえまして、河川整備計画を策定し、計画的に堤防整備等を進めているところでございます。

これまでも、国の補正予算に先駆けまして、他県での被災状況を踏まえて編成しました県単独事業によりまして、河川内の堆積土砂の撤去や、洗堀対策の堤防補強などに加えまして、本県の政策提言により創設されました3か年緊急対策を積極的に活用しまして、47河川で河道掘削を行うなど、流下能力を飛躍的に向上させるとともに、越水しました場合におきましても、決壊しにくくなるよう、堤防の強化対策に取り組んでいるところでございます。

また、那賀川、勝浦川など、16河川におきましても、お住まいの地域の浸水リスクを周知するため、先ほど申し上げた想定し得る最大規模に引き上げた洪水浸水想定区域図の公表、住民避難のタイミングを見える化した洪水タイムラインの公表、さらに、県が管理する50河川におきまして、住民の迅速で円滑な避難を促すため、きめ細やかな水位情報を発信する危機管理型の水位計の運用など、水害リスク情報の発信に努めてきております。

今後とも、洪水を安全に流すための堤防整備はもとより、防災情報の充実強化を図りまして、県民の皆さまが、安全安心を実感していただけるよう、県土強^{きょうじん}靱化に努めてまいります。

黒崎委員

徳島県も積極的にやっけていただいているのは、重々承知しております。

ただ、岩津から西のほうは、まだ堤防がない場所も数箇所存在しておりまして、従来から竹を植えて、災害に備えているということでございます。

いろいろな知恵を使って、洪水から県民を守るということは、大変重要でございますので、本流も大切でございますが、本流に流れ込む川も、徳島県が担当している中小河川、

これも大変重要でございますので、更にしっかりと、このあたりの防災対策を進めていただきたいと思います。洪水対策を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、洪水の話が続くのですけれど、私が住んでいる鳴門市撫養町南浜という所は、新池川と撫養川というのがあります。撫養川が南北に撫養を貫いているというようになっているのです。その東側にちょうど、立岩という所があります。そこに県の鳴門の事務所があるのです。

この間、佐藤課長に来てもらって、この話を聞いていただいたのです。大雨が降ったときに、県の施設ですから、そこは防災の拠点になったりすると、よくよく分かっているのですけれど、あの近辺というのはとても低いところなので、近所のお年寄りなどが、緊急に助けてくれということになったら、緊急の場合は、県のそういった施設というのは、対応できるものかどうかということ、1回聞いてみないといけないと思っていますので、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

細岡とくしまゼロ作戦課・防災連携担当室長

県の合同庁舎等の県有施設についての一時避難場所としての受入れの質問と思うのですが、津波とかの発生の時や津波の発生のおそれがある場合については、施設の管理者と市町村の間で使用に関する協定書を締結をしております。一時的に住民の方を受け入れるという体制を整えております。

黒崎委員

そういったところが県下各地に存在していると思うのです。鳴門だけではなくて南部もそうでしょうし、西部もそうでしょうし、県が持っている施設は、大体そういう対応を取っていただけるということでしょうか。

細岡とくしまゼロ作戦課・防災連携担当室長

県有施設につきましては、指定緊急避難場所として131か所を指定しております。これらの施設につきましては、一時的に住民の方を受け入れるというような体制を取っております。

黒崎委員

こういった1,000年に一度の大雨などは、いろいろな心配事が次から次へ出てまいります。

そういう場合にお年寄り対策が何よりも大事だろうと思います。ですから、くれぐれも、そのあたりを徹底して、緊急で急いで逃げてこられた方の、例えば、避難場所が新たにどこか指定されているのだったら、新型コロナウイルス対策もありますから、そこまで行く間のフォローをしっかりやっていただきたいと思いますので、これはお願いしておきます。

それと、あともう1点でございます。

もう1点は、PCR検査の結果を今、発表していただきました。6,908人検査をしたと

いうことをございます。

これは、本県の場合は、全部行政検査ということで、本県は心配ないだろうとは思いますが、愛知県ではPCR検査をやったあとに495人の個人情報が出たことで、賠償金の支払いなどということも起こってきております。奈良県では1件です。あと分かっているところでは、西宮市でも数人の情報が出ているということです。

徳島県も6,908人にPCR検査をしたということをございますから、徳島県の場合はそんなことはないと思っておりますが、このあたりの対策をどのようにされているのか確認をしたいと思っております。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、黒崎委員から、他県ではPCR検査で情報の流出があるが、徳島県の対応についてはどうかと御質問を頂きました。

実は、健康づくり課と当室の感染症・疾病対策室は、母子保健であったりとか、精神疾患とか難病とかいうことで、個人の健康状況に応じた支援を行っているところでございます。先ほど委員からお問合せがあったPCR検査だけではなくて、非常に個人情報が多いということで、日頃から職員一同、個人情報の取扱いについては、やはり高い意識をもって適切な取扱いを心掛けている状況でございます。

そのため、県が策定しているセキュリティポリシーの理解のため、全庁的に実施しております年2回のセキュリティ研修の受講であったりとか、所属独自にでも必要に応じて研修を行っているということをございます。

また、メールによる個人情報の流出を防ぐといったことから外部へメールを送付する際にはメールの文面や添付ファイルの内容を所属内で事前決裁を行って、その上でメールを送信するであったりとか、ホームページの掲載につきましては、先ほど愛知県の例が出ましたが、必ず複数名で確認をして掲載を行うということで、外部に個人情報を流出させないという固い決意で取組を進めているところでございます。

データの保存につきましては、限られた人物のみで知り得るパスワードを設定いたしまして、高い安全性を有するファイルサーバーを活用してセキュリティ対策を実施しております。

あと、PCR検査というのは本当に要配慮個人情報になりますので、当課におきましては、電子データのほうで管理をしております。

その当該ファイルの保管につきましては、健康づくり課の職員のみしかアクセスできない、外部からはアクセスできないクローズドなサーバーに保存してございまして、併せてそのデータファイルは、パスワードを設定してございまして、その情報へのアクセス権限のある者だけを設定して、その者だけが閲覧、情報の書き込みを行うということで、情報管理の徹底をしっかりと行っております。

今後とも、個人情報の取扱いには、当課は特に十分に配慮いたしまして、徹底した情報管理を行って、決して情報流出が発生しないということで、万全を期して対応を行っていきたくて考えております。

黒崎委員

よく分かりました。きちんと対応してくれているということでございます。

ただ、PCR検査だけでなく、今、おっしゃったように、いろいろなケースバイケースで個人情報、あるいは庁舎内の情報を守っていかないといけないということでございますので、このあたりを機械に頼らないといけないのですけれど、一番最後は機械に頼ることなく、人間がしっかりと危機意識をもって管理をしていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げておきます。

西沢委員

先ほどの話の続きですけれども、今日も新聞の1面に「吉野川流域『千年に一度の雨』家屋流出最大5,000ヘクタール」と非常に大ショックな見出しでございます。国土交通省は、このシミュレーションをいつ頃決めたのですか。

坂本水災害対策室長

ただいま、西沢委員から、本日の新聞報道につきまして御質問いただいております。

国土交通省におきまして、先ほども御説明したとおり、平成28年の6月に洪水浸水想定区域図と、この河川からの氾濫流によります家屋倒壊等氾濫想定区域を公表されております。

西沢委員

そうですね。私もこの図面は見たことあるし、今、どうしてなのかなという思いもあります。当然ながら、こういうことを出すことに対しては、注意喚起というのは、非常にいいことではあるのですけれども、この1,000年という単位が非常に長いから、今、では1,000年に一度と言われてみても、さあ、皆さんがどういう思いになるのかなというのが第一印象ですよね。

しかし、問題点はいろいろあります。この前の熊本の洪水などは、堤防の多くの場所が破壊されて、洪水が流入して家屋浸水したのが非常に多かった。

こういうことを受けて、こういうことを出す必要があると思いますけれども、この堤防の崩壊ですね。普通だったら堤防を作ったら、堤防を越えても堤防自身は壊れないように作っている。越えるまでに堤防が崩壊するというのは、少し私の頭の中にはないのですよね。

例えば堤防を越えて裏側からやられるとか、要するに堤防は川の側は強いですが、大体強く造ってある所が多いです。何かこうブロックとかコンクリートでカバーしています。でも裏側はあまりやられているふうがないし、中はガラが多いですね。だから、中に入り込んだり、裏へ回ったら、堤防が崩壊する可能性は十分にあるのかなと思うのですけれども、これは堤防を越すまでは大丈夫なのですか。

坂本水災害対策室長

堤防整備につきましては、土砂による築堤を基本にしておりまして、委員のお話のとおり、洪水がその高さに来るまでは、基本的にその高さで守っていくというような整備を行っておりますが、本年の令和2年7月豪雨にもありまして、越水や浸水時間が長くなりますと漏水でありますとか、浸透水、こういったことで堤防が徐々に破壊されること

もでございます。

ですので、越水による被害、あと今申したような浸水、こういったことで堤防が損傷するという場合も考えられるということでございます。

西沢委員

長時間堤防が水につかっていたら、浸水して崩壊する可能性が十分ある。これはアバウトでいいので、どれぐらいの時間か、何か計算方法があるのですか。こんなの今まで最初に計算して堤防を造っていないですよ。最近、計算し始めたのではないかと思うのですけれども、例えば熊本の場合だったら、時間的にどのぐらいで堤防が崩壊したのですか。

なかなか答えが出ないか分からないだろうけれど、要するに熊本の例というのは非常に大きな例ですよ。こういうことで、1か所が壊れるというのではなくて、多くの箇所が壊れたというのが私も非常にショックだった。多くの箇所が壊れた。堤防というのはこれだけ壊れるものかと思いました。

だから、幾ら雨がなくて、長時間降っても堤防がもっともつのではないかという思いがあったのが、見事に砕かれて、だからそれを例にして、ではこれからどうしていくかというのが問題で、そういう意味ではこういうものを出してもらったら、皆さんが改めて頑張ろうという思いがするのではないかなと思います。

県も含めて、堤防については、どういうことをやっていくつもりですか。

坂本水災害対策室長

先ほど、西沢委員から、浸水時間のお話がありましたけれども、近年になりまして堤防の脆弱性を評価する解析手法というのが新たに取り入れられているところもでございます。

これまでは、洪水や雨水の浸透、浸食に対しまして、安全性の照査法を取り入れた設計方法を導入しまして、必要に応じて堤防の強化を実施してきているところでございます。

この度、洪水時に堤体内に浸透する水の移動の特徴を捉えた、冠水時間と浸透してきます水が裏側の法面に達するまでの時間などから表される指標、こういったことを堤体の浸透、裏法滑り、堤防決壊の危険性といったことで表示するような取組も行われております。

近年の豪雨の激甚化・頻発化に伴いまして、こういった新たな知見、それとこれまでに得られました降雨のデータといったことを踏まえまして、堤防整備を進めるとともに、河川の巡視パトロールといったことも併せて取り組んでいきたいと考えております。

西沢委員

要するに今まで川側のほうの堤防をカバーするということから裏側までカバーする方向に今見直しが図られているということ。これをするのに非常に時間が掛かるよね。1か所それでやられたら終わりだものね。これだけでは大変難しいね。100年、200年どれぐらい掛かるかというぐらいの堤防の長さがありますね。1か所やられたらいけないのだから、これは計算はできても方法論が、金と時間が大変厳しいものがあるのではないかな。それも吉野川1か所だけの問題ではないし、すぐの対策というのは、なかなか非常に難しいと思います。

それから雨の量が段々段々変わってきています。問題は1,000年に1回という計算をど

うやっていたのかなと一番最初に疑問を持ったのです。

昔は私が知っている中では、過去30年間で平均した中で、洪水がどれだけあって、雨の水の放出がどれだけあって、それから100年、150年と決めるということは聞いたことがあるのだけれど、今どんどん毎年毎年雨の量が大きくなって行って、昔の100年に1回、150年に1回が、それも同じようなのが、それこそ、その辺りの地域でも数年間に、どんどん起こっている。

私が30年前に県議会議員になった時でも、宍喰川とか、海部川とか、数年間、四、五年間ぐらいで、100年、150年に1回のもので、3回ぐらい起こりました。30年前ですよ。

そういうことが、ずっとそれから以降、段々段々きつくなっている。その中で今までやってきた対策というのはどんなだったか。どんどん大きくなっていくのに対して、当然ながら一番の問題は環境問題かなと思うのですけれど、そういうことをやらなかったら抜本的に止められませんから。

だから、洪水対策は、本当言えば1番は環境対策です。土木だけで問題が終わるということは非常に難しい気がします。といって環境問題を今完璧にやっても、なかなかすぐには終わりません。

では、どうすればいいのかというのは、これは行政の縦割りをのけて全体が一つになって対策に取り組んでいく、できるだけ対策に取り組んでいくということも考えていかなければ、一つの省庁とか部局だけでできる問題でないのではないかなという気がして仕方ないのです。そのあたりは、そういうことでやるという気持ちはないですか。

坂本水災害対策室長

西沢委員から、以前は30年に一度であった浸水想定が、1,000年に一度を想定するようになったこと、あと環境の配慮、こういったことについて取り組むべきではないかというお話でございます。

数年前までは、委員のお話のとおり、30年に一度とか、50年に一度、100年に一度といったような計画規模に基づきます浸水想定区域、こういったものが公表されておりましたが、平成27年の水防法の改正によりまして、想定最大規模を対象に浸水想定区域図が作られるようになったところでございます。

委員のお話のとおり、雨の降り方が最近激甚化しておりまして、施設だけでは防ぎきれないところもございます。

こういったことを踏まえまして、国県併せて、流域治水というような考え方も持ちまして、流域全体でハード・ソフト一体となって河川整備を進めて、あと防災減災対策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、環境配慮につきましても、様々な議論がされておるところでございますけれども、まずは国県一丸となって、流域の防災減災対策を進めてまいりたいと考えております。

西沢委員

ここだけの問題で解決できませんけれど、問題点は、国土関係だけでは無理です。

例えば山の木の問題もあるし、それから空気の問題、いろいろと総合的に判断するような中でやっていかなかったら。それでもなかなか厳しいけれども、一つ一つは特に難しい

気がします。そういうことを県でも頑張っていて、横の関連の中でそういう対策をやっていくという、これからはそういうことが必要なのではないかな。

県土整備部だけでなく、みんなに働き掛けて、そういうチームをこしらえてでも対応策を練って、できることからどんどんやっていく。でなかったら、さっき言いましたように一つ一つの部局だけでは何十年掛かろうとなかなか難しいという状態だと思います。

そういう、自然環境を変えていって、その中でできることだけの対策をしていくということ流域範囲を広げてもそれだけで対策になるとは思えません。

被害が年々どんどん拡大していくだけの今の現状でないかなというように思います。最後にまず対処を。

貫名県土整備部部長

最後にということでございました。委員がおっしゃられるように、地球温暖化対策、これに関しては、県土整備部だけで対応するものではございません。

緩和策そして適応策どちらにせよ、二酸化炭素の排出量を抑えるということを全庁的に取り組んでいると思っておりますし、また適応策についても、県土整備部では、海岸や河川といったところでしっかりと今後荒れてくる気候に備え、対応をしておりますが、一方で、全体的に気温が上がってくれば農作物にも影響があるといったことで農林水産部においても、それに対応しておられると思っております。

いずれにしても全庁挙げての地球温暖化対策を我々県土整備部も率先してやってまいりたいと思います。

西沢委員

できたらこういう対策チームをこしらえてやるというのが一番やりやすい。今まで各部局が横断的なものに対しては、一つの計画・プロジェクトを捉えてやってきたことがあります。

25年前ぐらい、北岡秀二さんが一番最後の一般質問の時にかなり取り上げて、あの時は企画調整部だったかが、きちんと力を発揮していないのではないかという話がありました。

要するに、例えば防災関係にしても危機管理環境部だけで危機管理は総合的に把握しています。でも、各部局がお金を持っています。お金を持っているところは、各部局は多分各部局だけの考え方で使いたいのかどうか分かりませんが、そういう全体的なことで考えなければいけないことに対して、本当に力が発揮できていけるのかどうか。

この感染症もしかり。今回の洪水でも、そういう全体で総合的に考えなければいけないものを縦割りの弊害というのも出てきているのではないかなという気がして仕方がない。

今度、総理大臣が、そういう各省庁縦割りを見直すという話をしていましたけれども、正に一致団結というやり方というのをどう捉えているか。一致団結というのは、例えば一つの部局がその部局の範囲を超えてでもみんな協力すると。

この前に例を挙げたけれども、私の家を掃くのに、私の家の境界までだけ掃くとしたらちょっと隙間ができる可能性もある。それを、いいことだから相手の所までちょっと入っても掃除をします。そうやってみんながその気持ちでやるとすばらしい一致団結ができ

る。そういうふう的一致団結の在り方というのは、各省庁、各部局を超えてでも皆が協力してやるという考え方が出てはじめて本当にすばらしいものができてくるのではないかなという気がするのです。

今回の洪水対策もしかり、感染症もしかり、防災もしかり、みんな横割りのものはそういう思いの中でやる必要があるのだと私は思うのです。

どうなのですか。これは一つの部局だけで言えるかどうか分からないけれども、そう思いませんか。

貫名県土整備部部長

正に委員のおっしゃるように、我々で率先して、これは我々の部局だ、これは他の部局だ、そういった縦割り意識なく、しっかりとお互いに連携して実行してまいりたいと思います。

西沢委員

本当に、洪水対策はすぐ緊急にやっていって。それでも、ものすごく時間が掛かる。最大限力を発揮するためにチームをこしらえてくださいよ。

そういう対策チームというのは、本当にみんなが一致団結するチーム。そしていろいろな角度から早急にやってほしいなと思います。

これは、今求めても無理だから留めておきますけれども、そういうふうにしてこそいけるのではないかな、少しでも前へ向くことができるのではないかなと思います。

それから、非常にずっと気になって、ぼちぼち言ってきたのですけれども、新型コロナウイルスが問題になったのが2月。日本でも2月ぐらいからかな。本当は1月ぐらいから分かっていた人は分かっていたと思いますけれども、新型コロナウイルスの問題が立ち上がって、災害対策は放っておかれましたよね。置いておかれました。

あまり最初は話になりませんでした。今は避難場所の密、大きな災害があった時に3密にならないように、というのが出てきました。

でも大きな災害は、大きなというのがミソで、どの程度の大きさなのかと言ったら、洪水とかです。でも、もっと大きな巨大災害が目の前に来ているというので、ずっとかなりの時間を掛けて対応策を練ってきたはずですよ。ここまで入っているのです、今回のその新型コロナウイルス感染の状況の中で災害があったときにどうするのか、3密をどうするのかという対策をね。

私はそういう部分的な、また規模がまだまだ小さいような災害に対しては、避難するときだけかなり気をつければ、その後はまた戻せるだろうということであれば、3密中心でもどうかなと思うのですけれども、そのもっと大きな南海トラフ地震とか、津波とかいうようなことが目の前に迫っているからと言ってずっと対策をやってきて、それ自身は、逃げる3密だけの話だけではないでしょう。

経済が非常に大変な状況の中で、南海トラフの地震3連動などが来たら、また関東直下型地震などが来たら、経済はむちゃくちゃになりますよね。でもそういうことが目の前に来ているという話の中で、今までやってきたはずですよ。そこまで話が進んでいますか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、大規模災害を見据えた避難所などの対策といったお話でございますが、御承知のとおり新型コロナウイルス感染症がまん延しだして、県におきましては、特に出水期を見据えて今しっかりと避難所の3密対策を進めているところでございます。

その延長線上に、当然その大規模災害、南海トラフ地震という切迫する大きなリスクが待ち構えております。ただ、今まだ、全て包括した対策が講じられているというところまでは、各市町村もそこまで新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対策とまでいけていないというのが実情だと認識しております。

西沢委員

国も、やっているようにはなっていない。そんなの国を挙げてやらないといけませんよ。当然ながら一つの県だけでやれるわけがないし、市町村だけでやれるわけがない。それがどうもどこからも聞こえてこない。避難するときの対策だけしか聞こえてこないです。大学の先生でも、これぐらいしか聞こえてこないです。

こんなので日本を守れるのですか。徳島県を守れるのですか。市町村を守れるのですか。私は無理だと思います。

今の経済の中で、国がたくさん金を使って、県も市町村も金を使って、あっぴあっぴしている中で、南海トラフの地震3連動、関東直下型地震、富士山の噴火、それ単独でも経済が大変だという中で、もう一つ前段階で経済が大変になっていますね。これはもつわけがないですね。だといって、打つ手なくてバンザイするのですか。私が言ってきたことは、ずっとこのことでした。一般質問、代表質問でやってきたのは、大変な状態になったことに対して、どういうふうやっていったらいいのだということを私はやってきたつもりです。

新型コロナウイルス感染症は余分に発生しましたがけれども、でも方向的には間違っていない。経済は大変になるでしょう。経済だけではないですよ。それに関連していろいろなものが大変になってくるでしょう、応援部隊も来ないでしょう、金も来ないでしょう。コロナ禍になってボランティアの応援体制に響くでしょう。余分に大変になってくるのですね。

そういう問題を捉えて、何にも対策を取らないのですかということをお聞きしたいのです。やる方法がゼロではありません、私はそのことをずっと追求してきました。でも、誰も動きません、新聞も書きません。こういうことでいいのですか。

日本は崩壊しますよ。国民が崩壊します。そんな大きなことを言っても、ですか。目の前に来ていると言ってきたでしょう。こんなのでいいのですか。どなたか答えられますか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

今、委員からお話がありましたとおり、大規模災害に備え、特に南海トラフ巨大地震を見据えて、しっかり対策を取っていくというのは、今本当に県においては喫緊の課題でございます。

そういった中で新型コロナウイルス感染症も発生して複合災害ということで、今できるところから対応しているというような状況が現状であると認識しております。

そういった意味で特に県におきましては、やはり事前復興という新たな視点でもって、国の骨太の方針にも今回新たに盛り込まれたところでもありますので、そういった意味で国と一緒に、新たな大規模災害の全体を見据えた取組につながるように今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

西沢委員

だから国がなかなか腰が重いのだったら、全国知事会みたいところから、国を押していかなければいけないのではないかなと思っています。

でも、今の現状であつたら、今、大規模災害が来たら、みんなバンザイで、ひよっとしたら食べる物もなかなか手に入らない。多分国債も円も株も暴落しますよね。そうしたら外国から物が入って来ない。

私が言ったように、肥料も入ってこない、農薬も入ってこない、それらのいろいろな飼料、材料も入ってこない。そんな中で戦時、戦中、戦後ぐらいの食料対策、農業とかの状況になるでしょう。

そういうところが目の前に来ているかも分からない。その時に、いや待ってよと、そんなの今すぐ言ってもできない、で済むものですか。

並行して、どんな手があるのかというのを検討して、できることからやっていかないといけない。それを私はずっと言ってきたのです。そうでしょう。まずは食料対策でしょう。何も応援も来ない、物も来ない、人も来ない、誰も来ないという中で地域地域が頑張っていくしかないということで、こうやって言ってきて、その中で食料がまず、農業はどうするのですか。大規模農業はできませんよねと。燃料が来なかったら耕運機さえ回らない、動かせない。そのときにはみんなが個人個人が力を合わせてやる小規模農業で大勢の人が頑張る。そういうのに即応できるような体制づくりをやっていっておかなかつたら間に合わないのではないですか。

今、中山間地域もたくさん田んぼや畑が放棄されたりしています。3年間放棄されたら、田んぼ、畑はなかなか役に立たないという話は聞きますけれども、そういうふうに即応できる体制をやる必要が私はあると思うのです。

飼料が外国から来なかったらどうするのですか。戦中戦後では、まず芋をやっていましたよね。グラウンドでもどこでも耕して芋を植えて。だから戦中戦後に生き残ってきたのです。

でも、今その体制ができますか。だからできる体制をできるだけ取っていくというのも一つの手ではないですか。国民を守る。県民を守る。食料がなかったら皆さん争奪戦になる。下手したら殺し合いになりますよ。当然餓死するかも分かりません。そういうようなことが目の前に来ているのではないかという思いがある。

だからこそ、これは本当に大事ですよ。コロナ禍だからそんなのできませんで済むものですか。行政はこれを放棄するのですか。新聞でもこんなことを書いてくださいよ。一個も書いたことがないではないですか。

本当に今来たらどうするのですか。今生きているみんなの責任ですよ。これをやらないと怠慢と思います。どうですか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、委員から御提案がありました。やはり食糧問題一つ取りましても県内隅々までコンビニが展開しておりますように、便利になっております。

一方で、大規模災害時には物流が滞るということで、やはり地域において自主的に地域防災力を上げていくという取組がものすごく大変重要な観点だと考えております。

これにつきましては、当然、県や市町村、公助だけではできる取組ではございませんので、今委員からお話がありましたように、自助や共助も交えた一体となった取組が重要になってまいると思っております。

そういった意味で、また、先ほども河川の問題でもそうだったのですが、これにつきましては、当然、防災部局だけ取り組む話ではございませんで、全庁的な取組が不可欠でございます。

そういったことも視野に入れながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

西沢委員

表裏でいろいろ言ってきましたけれども、例えばみんなが、個人個人が頑張る農業というのはどういうことかと言ったら、やはり生徒学生たちが中山間地で学園の農業をやってみたり、家庭菜園もやってみたり、それらをみんながやれる体制を作っていたらPTAの人も参加するだろうし、その地域のみんながやれる体制づくりというのはできないことはないと思う。

ただ、そこで問題になるのはイノシシ・シカ対策だから、これはしっかりやらないといけないということを言ってきました。

イノシシ・シカ対策ができなかったら、なかなか皆さん腰を上げにくいから、だから今全国民にこの対策というのを検討してもらったらどうですかとかね。それから例えば工業高校とか工業系の大学の科とか、そんな所でそういうソフトな罠をとかね。そういう対策を取ったら、動物、イノシシ、シカ、サルを殺さなくても、嫌がる、来にくくなる。餌箱を置いただけでは駄目だと思う。餌箱を置くのに、例えばドローンで種をまいてやるとかね。そうしたら簡単にできるではないですか。そういういろいろな対策というのを、私は表で裏で言ってきました。

でもどれだけ動いているのかよく分かりません。真剣になってやってほしいです。

我々の命だけではないですよ。行政というのはみんなの命を守らなければいけないでしょう。行政が放棄しているようにしか私は思えません。国挙げて放棄しているとしか思えません。そういうのは派閥だなんだは全然関係なくて、みんなが総力挙げてやらなければいけない問題だと私は思います。最終的に誰が答えるのかな。結論を聞かせてほしい。

志田危機管理環境部長

いろいろ御提言いただきました。大規模災害への備えというのでは、従来、防災・減災対策ということがメインだったのですけれども、先ほど佐藤課長が回答しましたように、最近、事前復興という観点が重要だということで、これにつきましては西沢委員からお話もありましたけれども、全国知事会にその必要性を徳島からも強く訴えておりますし、ま

た国に対する提言の中でも、その辺の事前復興の位置付けでありますとか、それを推進する仕組みをもっと強力にやってくれというような提言を行っております。

それで事前復興につきましては、住居とか、たちまちの暮らしの対策だけでなく、町づくり、それから西沢委員からもお話がありました産業の面での復興ということも含めて幅広く捉えておまして、それについて県のほうは、昨年度、復興指針を作って、今各市町村への普及定着を図っているところでございます。

そういう中で、復興指針の考え方なり、具体的な取組、それでどういう手順で進めていくのかということ、市町村そしてまた地域住民の方々により知っていただいて、それで共に住民参加型で取り組んでいくことによりまして、災害が起きた場合には、たちまちの対応から将来を見据えた対応まで、現実にそういうことが実現できるような形を目指して取り組んでまいりたいと思います。

西沢委員

計画だけでは駄目です。現実に動き始めないと駄目です。そのためには、みんなが考えて、みんなが行動できるような、そういう体制づくりが必要です。

みんなが一つになってやる体制づくりが必要です。その中で、一日でも早くできるとか、すぐやっていくと。要するに、待っているのは駄目です。計画だけでは駄目。その、それこそ行政の逃げです。

できることからどんどんできることはあります。そういうことからやっていかなかったら、本当にこれは、災害が来たときにはバンザイですよ。誰の責任ですか。今現在生きている日本の特に行政マンの大きな責任なのです。

ここで終わっておきますけれども、そのくらいの気持ちで、まずみんなが一致団結して全力出してやっていくと。よろしくお願いいたします。

長池委員

西沢委員のおっしゃることは、すごく私も賛同と言いますか、強い思いは同じく感じているところでございまして、全庁というか、全てここの部屋にいる人は、そういう気持ちでないといけないなと思っております。

私は、今日頂いた資料の確認という形で質問させていただきたいと思います。

資料の6番でございます。保健福祉部からの資料でございますが、上から確認していきたいと思っております。

まず、この感染者数というのが9月29日現在で148名という数が出ております。

振り返ってみると、非常に多くの感染者が徳島県でも出てしまったのだなという思いですが、148名のうち、2回カウントみたいな人はいらっしゃるのか、全員1回のカウントなのか、要は2回以上かかった人がいるのかどうかということですが、お分かりになればお答えいただきたいと思っております。

梅田感染症・疾病対策室長

長池委員から、今現在148名の感染者数で2回カウントされた方がいらっしゃるのかという御質問を頂きました。

この148名につきましては、2回感染されたというか、2回カウントされた方はいらっしゃいません。

長池委員

2回はなしということでございます。

次に、検査の状況でございますが、検査数というのが、ずっと載っています。先ほど黒崎委員からもありましたが、全部で6,908件ですか。これは、さっきと同じなのですが、PCR検査は疑義があったりするので、一人の人が何回も検査をしているようなイメージもあるのです。

1回だけで終わっている人もいると思うのですが、このあたりのいわゆる回数というか、人数と回数の関係みたいなもの、いわゆる6,908件検査したけれど、実際検査したのは何名とか、そういうのが分かるようでしたら、お答えいただきたいと思います。

梅田感染症・疾病対策室長

長池委員から、9月29日現在の検査数6,908名の中に、2回検査、何回か検査された方はいらっしゃるのかということでございます。一応PCR検査につきましては、医師が必要と認めた方につきまして検査をしているということですので、中には1度検査をしたのだけれども、もう1回という方はいらっしゃいますけれども、すみません、何回検査された方が何人いらっしゃるかというデータについては、現在持ち合わせておりません。

長池委員

感覚として、受けました、陽性でした、退院する時もう1回やるのだろうと思うので、今の答弁だと多分私の趣旨と違うような気がしまして。いわゆる延べ回数なのか、延べ人数なのかというのがほしい。ほしいというか、それを確認しているわけです。どちらですかという話だけでございます。

梅田感染症・疾病対策室長

延べ回数になっております。

長池委員

延べ回数ということで、多分、特に陽性になった方は、最低でも最初と最後はしているはずですから、2回。若しくは感染が収まっていなければ3回、4回としているのだらうと思いますので、単純にこの検査数を分母にして感染者数で分子にしてみると、感染者のパーセンテージが出るのでしょうか、そういうわけではなさそうだなというのを表を見て感じておりました。

ですので、実際は6,908名の方が検査したということではなくて、もう少し少ないんだらう。徳島県で検査を受けた方は、もしかしたら6,000名を割ってくるような、5,000名とか、そういう数になるのかなと思いますが、大体分かる数字ありますか。

梅田感染症・疾病対策室長

今、長池委員から退院時の検査も入っているのではないかということだったのですけれども、実は、退院時の検査については含めておりません。

長池委員

退院時は含めてないということですので、逆に言うと、もっともっとPCR検査をしているということなのでしょう。退院の時にしているわけですから。少なくとも148名の方の退院時の検査は入ってないということですので。

次に行きます。下のほうの3番の医療提供体制についてということで、東横インを借上げておきまして、この資料によりますと、8月7日から、入院したあと、症状が軽くなって、病院外での療養が可能な段階となった方の受入れ開始ということでございますが、これはどういった状態でしょうか。この対象者というのは、家での療養も可能ということなのでしょう。それとも、家には帰らずに、家と病院の間の人という考え方なのでしょう。少しこのあたりが分かっていないので。

あと、プラスして、そういう方が実際、過去どのくらいいらっしゃったか、平均して何日くらい滞在していたのか、大体の数字が分かれば、教えていただきたいと思います。

福山委員長

小休します。(11時55分)

福山委員長

再開します。(11時55分)

鎌村保健福祉部副部長

宿泊療養についてでございます。宿泊療養の対応に移られる患者さんについて、徳島県の場合につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、本日から退院基準の見直し変更というところでございます。

昨日までは、もともと、国におきまして、入院して退院に当たりましては、2回のPCR検査等の陰性を確認して退院というところが、6月になりまして、国内外の治験等を基にいたしまして、PCR検査を2回行わなくとも臨床的な状況から退院という退院基準が出されております。

その一つを紹介しますと、症状があつて、例えば発熱があつて肺炎症状等があつてということで入院された方につきましては、10日経過してかつ症状が軽快して72時間、三日間、経過した場合については、退院可能とするということが示されております。

また、無症状の方の場合でも、例えば濃厚接触者の方が周りにおられて、その方が検査すると陽性になった場合というのは、無症状で入院されることもあるわけです。中にはやはり入院されてから熱が出て発症される、という方もいらっしゃるわけですが、そのまま無症状で経過される場合については、10日間経過した場合に退院可能とするということが示されたところでありますので、県といたしましては、入院患者が増えてまいりまして、退院という前にPCR検査がなかなか2回陰性にならないという方につきましては、症状が落ち着いている方についてホテル療養に切り替えていく。ホテルのほうで、2回の

PCR検査で陰性を確認して帰っていただくという形で宿泊療養を行ってきたところでございます。

直近の9月中旬くらいまでのデータで申し訳ありませんけれども、おおむね退院までに至る方、退所までに至る方につきましては、2週間程度入院され、そして平均、数日程度をホテル療養されて退所されたというふうな形で経過をして…

長池委員

2週間が入院で、その後の。

鎌村保健福祉部副部長

ホテル療養を平均4日程度というところであります。

中には、全員ホテル療養をされたわけではなくて、そのまま入院から退院されたという方もおります。

美原広域医療室長

宿泊療養施設の入所者の日数につきまして、数字を申し上げたいと思います。

9月30日時点の入所者及び対象者を含む宿泊療養者は延べ320人、実人数54名となっております。

8月15日には、最大15名の宿泊療養者が施設において滞在したということでございまして、なお、これは同日入所した方4名、退所した2名を含む宿泊療養者の数となっております。

最も期間が長い方で15日間、最も短い方で3日間、施設において療養を行っている。施設の療養の平均日数ということでは4.7日ということになっています。

長池委員

分かりました。大体、延べ320名、54名の方が利用されたということ。多分病院の延長という感覚の宿泊療養なんだろうなというふうに、今、聞いていて感じました。

さらには、今、資料の一番最後なのですが、退院基準の見直しの大まかな点について、もう一度、お知らせ願いたいと思うのですが。

10月1日から国の基準を満たした者については退院可とする。これは国の基準が変わったのか、国の基準は前から一緒だけれども、県の基準が変わったのかということも含めて、いわゆる退院基準というものの考え方が、どう変化したのかというのを、もう一度お願いしたいと思います。

梅田感染症・疾病対策室長

長池委員から、退院基準につきまして、国の基準が変わったのか、それとも県の基準が変わったのかと御質問いただきました。

実は、国につきましては、既にCDCであったりとか、WHOの退院基準を基にして、発症日から10日間を経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とするということで、有症状者の場合には、これを原則として運用しているところでございます。

それと、無症状病原体保有者の場合、PCR検査で陽性が確認された方であって、症状がない方につきましては、検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とするということで、これ実は、原則として6月から運用しているところでございます。

しかしながら、県におきましては、この退院基準が示された際に、県の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の先生方に、この基準につきまして県の運用ということで御相談させていただいたところ、本県の場合、特に病床がひっ迫しているわけではないということと、あと、御本人と、その周りの方の安心のためということで、国の基準のようにPCR検査をせずして症状が軽快したら、退院するというのではなくて、徳島県の場合は、症状軽快後に24時間ごとにPCR検査を実施して、2回連続で陰性が確認されたあとに退院という運用をしております。

それで、その退院基準で運用していたのですけれども、国から、6月からという退院基準を示されてから3か月が経過したところで、全国の状況を確認してみますと、PCR検査をせず退院された場合にも、特に問題もないというところで、退院基準の妥当性、信用性も高まっているのではないかとということで、実は先日、徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の先生に、もう一度お諮りしたところ、やはりそういう形で妥当性もかなり高まっているということで、他県の多くが導入されているということと、あと今後のインフルエンザの同時流行を踏まえた場合ということで、この落ち着いているときに、やはり見直した方がいいのではないかと御意見も頂きまして、10月1日から、国の退院基準を満たした者については退院可とするということで、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とするということと、10日以前の方につきましては、PCR検査で2回連続で陰性であったりとか、あと無症状の方につきましても検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。しかしながら、検体採取日から6日間経過後という場合には、2回連続陰性で退院可能ということで、基準を国の基準に合わせたところでございます。

長池委員

いろいろ確認しましたがけれど、私が危惧しているのは、今まではPCR検査を受けたくても受けられないとか、そういう不安があって、PCR検査をもっと増やせということでよく意見があったと思います。

結果、この1枚にもありますように、たくさんの検査体制が増えてきた。これからは逆がありまして、10日も拘束されるのだったら受けたくないというか、受けてしまうと拘束されてしまうみたいな、そういう危惧が、これからというか、それは以前からもありました。私の周りでも、特に仕事がお忙しい方は、少々熱が出ようが何しようが、病院に今、行って陽性が出てしまったら絶対に仕事にならないからと言ってね。そういう方もいました。無症状でも受けておいたほうが良いような、そういう感染の可能性のあるような方は、これからは二つに分かれるのですね。もうとにかく受けておこうという人と、いや、もう絶対受けないというのがあります。

何が言いたいかという、今日、聞いたような、何日くらいいるとか、ホテルでとか、そういうことが実は情報として大事なことでありまして、こういう退院基準も変わってきて、ある程度緩やかになっているのか、そのあたりでさらには、今後、薬、ワクチン等の

開発も進んでいく中で、そういう基準も、また随分変わってくるということで。やはり目指すべきは、誰でもが気持ちよく検査を受けられて、早い段階でそういった陽性の可能性のある方が気軽に受けられるということ。ですからよく例えられるのは、インフルエンザと同じようになったらいいなというふうに思うのですが、それが今、ちょうど、過渡期でございますが、目指すべき所をしっかりと皆さん捉えていただいて、それに向かって、しっかりと今の現状の情報発信をしていただきたいと思います。

最後に1個。このホテルの借上げは東横イン、プラス医療従事者用の六つのホテルを借りているのですが、これは、いつまでの予定とかは決まっているのですか。それだけお聞かせください。

美原広域医療室長

ホテルの借上げの予定ということでございます。現時点、契約期間は10月31日までということをご想定しております。

長池委員

分かりました。今のところは10月31日。状況によって、その都度、見直していくということですので、感染拡大しなければということであると思います。

福山委員長

午餐のため、委員会を休憩いたします。(12時03分)

福山委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時13分)

それでは質疑をどうぞ。

喜多委員

先ほど資料の説明がありました中で、感染拡大防止のための条例ということでお尋ねをしたいと思います。

条例の中で、まずは第3条、県の責務ということで、県民の役割にも関連しているのですけれども、業界団体へのガイドライン実践店のステッカーの交付は申請があったときに交付するというようになっております。

これは、9月議会本会議の知事の説明にもありましたように、ステッカーを掲示いただくガイドライン実践店舗の認定ということで、現在スタートしているということでございますけれども、どのぐらいの店舗が認定されているのでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、喜多委員から、今回提出予定をしております新たな条例案の中で、県の責務として業界団体からガイドライン実践店のステッカーの交付申請があった際、内容が適正だった場合に交付ということと関連して、現在、ガイドライン実践店の店舗数について御質問いただいたところでございます。

この実践店のステッカーは、9月28日現在の数値でございますけれども、全体で今562店舗となっているところでございます。

なお、委員からのお話のとおり、このガイドラインステッカーにつきましては、実は、7月の段階でスタートを切っている状況でございます。当初は、7月31日が認定のスタートでございましたけれども、その段階では67店舗ということでございまして、今それから562店舗に拡大している状況でございます。

喜多委員

562店舗ということで、これは徳島県ではないと思うのですが、東京都のほうでは店舗数は何万ということらしいので、ステッカーのコピーをして店に貼っているといろいろと不都合が出ているということでもあります。

そして、この正規のステッカーを貼った店からも、新型コロナウイルス感染症も発生しているということで、このステッカーが全てでないということでございます。これは要望ですけれども、徳島県ではそういうことのないように、562店舗のチェックはなかなか大変と思いますが、できる範囲で何かこう検証が要るのではないかと。たまに抜き打ち的に見に行くことは、ステッカーの格を上げるというか、信頼性を上げる意味でもすごい大事だと思います。それについてどんな考えがありますか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、喜多委員からガイドライン実践店もガイドラインに沿った対策を担保すべきというようなことで御質問いただいたかと思えます。

このガイドライン実践店のステッカーも、このガイドラインといたしますが、当然のことながらそれぞれの業界団体で作成いただいているガイドラインでございます。

そのガイドラインに沿った形かどうかにつきましては、それぞれの業界団体のほうで御確認いただいて、その上で、県で作ったステッカーをそれぞれ配布するという形になっております。

なお、そのステッカーには、通し番号を振っておりまして、今おっしゃっていたようなコピーというものについても、どの番号が振られているかという事で、確認ができるような形になっているところでございます。

また、このガイドラインの交付に当たっては、正にその交付する先の業界団体のほうに定期的に、このガイドラインに沿った形でそれぞれの店舗施設等々が対策を講じているかどうか、それについて御確認いただくようお願いしているところでございますし、また場合によれば、県がそのところについて確認をするタイミングを見計らっていきたいと思っております。

喜多委員

ステッカーの信頼性が失われることのないように、業界団体を指導していただきたいなと思えます。

そして、次は、第6条のクラスター発生施設の公表等ということで、先般の岡本委員の代表質問でも出まして、同意なく店名を公表するという答弁がありましたけれども、それ

について少しお尋ねをいたします。

徳島県では、8月にクラスターが発生しまして、阿南市で二次感染も含めて13人、小松島市の海上保安部の9人、徳島市での21人、阿南市、小松島市の28人ということで、先ほどの部長の説明でもありましたように、5名以上のクラスターが発生して、それが感染経路の不明者である場合に同意なく店名を公表をするというような事はありませんけれども、そのクラスター発生の基準というか、店名の公表について、もう少し詳しくお尋ねいたします。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、喜多委員から、今回提出しようとしている条例の第6条でクラスター発生施設の公表等がございます。この公表の中身ということで御質問を頂いたところでございます。

例えば、このクラスターの発生した場合ということでございますけれども、まず前提として無条件でクラスターが発生したことだけをもって、店舗を公表するという形ではございません。

これまでも、いわゆる国のほうの感染症法あるいは厚生労働省の通知など、国の公表基準を参考に保健福祉部のほうで公表を行っているところでございますけれども、今回の条例におきましても、この国の公表基準をしっかりと参考にしまして、施設名の公表を実施するという形をとっていかうと考えているところでございます。

そのため、クラスター発生時にクラスターが発生したという事だけで、無条件で施設名を公表するのではなく、今日お配りしております資料にも書かせていただいておりますけれども、感染者に接触した可能性のある者、具体的に言いますと、例えば、濃厚接触者等々については把握できておらず、感染拡大の防止に必要と判断した場合に、それを要件として施設名を公表するという形になってくるところでございます。

こういった場合につきましては、国の通知等々におきましても、当該施設側に対する同意の必要はないということでございますので、同意を要件とせず、こういうふうな形で公表するというところでございます。

喜多委員

微妙な点もあろうと思いますが、今後、不公平にならないように、差別がないように、きちんと基準のとおり、やるときはやるということでかちっとしてほしいと思っております。

それと、この条例は、今、パブリックコメントにかけられて、10月2日までということ、明日が期限と思っておりますけれども、今まで分かっている範囲で結構ですが、これについて何か意見が出てきておりますでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

条例につきまして、現在、パブリックコメントを実施中ということで明日までという形になっております。

件数につきましては、10件以上来ているということで報告を受けているわけですがけれど

も、内容につきましては、明日に締め切った以降、確認をさせていただこうということで、現在把握はしていないという状況でございます。

喜多委員

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する条例が決まりましたら、いつから実施されるようになるのですか。

勝間危機管理環境部次長

この条例でございますけれども、私どもといたしましては、今回の定例会のほうに提案をさせていただきたいということでございまして、お諮りする日程等々につきましては、議会のほうの調整に委ねたいと思っているところでございます。

喜多委員

しっかりした条例に仕上げていただきたいと思います。

次に、資料6で説明がありました検査体制の強化ということで、現在は公立公的医療機関にPCR検査機器の導入支援ということで、5医療機関に導入済みと書いてあるのですが、改めてどこの5医療機関か、お示しをお願いいたします。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、喜多委員から、資料6におきまして、今現在、医療機関のPCR機器の増設支援ということで、今、5医療機関に導入済ということで、この医療機関がどこかというお尋ねがございました。徳島大学病院と赤十字病院は、既に公表しているところでございますけれども、あと3病院につきましては、現在、医療機関と公表に向けて調整をしております。それはどうしてかと申しますと、これを公表することによって、中にはこの医療機関のほうに殺到する可能性もあるということもございますので、現在、その調整中でございますが、今現在、他の公的公立医療機関3病院は導入しているという状況でございます。

喜多委員

次の民間医療機関での行政検査実施箇所と書いてあるのですが、これももう既にスタートしているということですか。

梅田感染症・疾病対策室長

喜多委員から、民間の医療機関の行政検査実施箇所ということで、290の医療機関が協力と資料にあるけれども、既に実施できるかというお尋ねがございました。

これにつきましては、事前委員会でも9月中にはできたらとお話させていただいていたのですが、実は9月18日からは、もう290余りの医療機関で行政検査を行う体制が整っております。

ですので、今後インフルエンザの流行に備えてということで、多くの医療機関で検査ができるような体制が整いつつあるという状況でございます。

喜多委員

290か所が、もうできるということですか。

梅田感染症・疾病対策室長

一応、行政検査をするということで、県が県医師会を代理人として県と県医師会のほうで行政検査について集合契約をして、そちらの医療機関のほうでも行政検査をするということで、今は意向を頂いてそれで契約を締結しているという状況でございます。

今すぐ行って検査、というところまでではないところもあるかも分かりませんが、しかしながら290か所については、行政検査として検査を行うという体制は整っているというふうに聞いております。

喜多委員

行政検査というのは何を指すのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

行政検査といいますのは、医療機関のほうで医師が新型コロナウイルス感染症を疑ってPCR検査であったりとか、抗原検査を実施した場合に、それを行政検査ということで取扱いをしますと、実は医療機関に行きますと、患者さんの保険を使って検査するようになるのですが、この行政検査の委託契約を行うことによって、PCRの検査料であったり、微生物の検査判断料とかの自己負担分が公費で補助できますので、御本人は検査料無料となると、そういう状況になっております。

喜多委員

次にこの南部、西部に地域外来検査センターの10月中増設というのは、まだ決まっていないのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

西部と南部の地域外来検査センターの10月増設予定ということでございますけれども、さきの本会議で知事から答弁があったとおりでして、現在10月中の開設に向けて鋭意手続を進めているところでございます。

喜多委員

今、保健製薬環境センターと家畜保健衛生所、これのPCR機器導入の予定ということで、これもいつからどのようにするというのは未定ですか。

梅田感染症・疾病対策室長

PCR機器の保健製薬環境センターと家畜保健衛生所の導入予定というところでございますけれども、以前に少しお答えさせていただいたとおり、実は日本だけではなくて世界中から非常に需要が高まっているというところでございまして、一日も早く導入できるよ

う、今ちょうど調整をしているところでございます、いつ必ず入るということは、なかなか言えないのですけれど、一日も早く導入するというところで今、鋭意手続を進めているところでございます。

喜多委員

何か新しい機械を導入するということですか。

梅田感染症・疾病対策室長

先日の本会議で知事から答弁させていただきましたとおり、保健製薬環境センターには、全自動のPCR機器の導入ということと、家畜保健衛生所につきましては、現在の県の検査体制のバックアップ機能ということで今、導入を進めているというところでございます。ですので、どちらも新たに導入ということでございます。

喜多委員

もう一つが、いわゆる老健施設、高齢者施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、応援派遣をすることができる。応援体制を組むことができるとなっているのが、発表されました。それについて何か10月中に運用開始できるようにということらしいのですけれども、それについて県はどのような対応をされる予定ですか。

新開長寿いきがい課副課長

ただいま、高齢者施設の応援職員の派遣体制について御質問いただきました。

この派遣体制なのですけれども、高齢者施設において感染者が発生した場合に、職員の方が感染あるいは自宅待機になることによりまして、職員が不足した場合に人員確保が必要となってまいりますことから、こうした緊急時に備えまして、職員間の相互応援体制を構築するものでございます。

この応援職員につきましては、関係団体のほうと連携しまして、派遣が可能な施設、協力施設のほうから派遣いただける人材を募集し、事前登録をすることとしております。

応援が必要となった場合には、施設から関係団体あるいは県のほうに派遣の要請をいただきまして、この登録名簿を基に施設間の調整を行いまして、応援職員を派遣するというふうなスキームになってございます。

運用の開始時期ですが、9月から関係団体と連携しまして、職員の派遣が可能な施設から派遣いただける方を今募集しておりまして、取りまとめを行っているところです。

具体の運用の開始時期と言いますのは、今ちょうど関係団体と調整を凶っているところでありまして、できる限り早期に応援体制が確保できるように進めてまいりたいと考えております。

喜多委員

クラスターが発生した場合と思いますけれども、その場合に適切な行動をとっていただいて、相互応援ができるような体制を早めに作っていただきたいと思います。

もう一つは、知事の説明があった分ですけれども、空港やとくとくターミナルとか徳島

駅でサーモグラフィーによる検温検査を8月からするというものであります。その後これについてはどのようなことになっておりますでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、喜多委員から空港等での検温の実施状況ということであったかと思えます。

この検温の実施につきましては、お盆期間ということの一つターゲットにして、実施してきたところでございます。

まず、8月1日から徳島阿波おどり空港でサーモグラフィー等による検温を実施させていただいたところでございまして、併せて8月10日からは、JR、高速バス、フェリーの利用者に対しても徳島駅などで検温を開始したというところでございます。

この時の結果につきましては、空港で、検温を5,000人少し超えるぐらいの方々に、あるいは、JR、高速バス、フェリーで約1,000便の、その便数でもありましたけれども、発熱を感知した人は幸いにしていなかったという状況でございます。

これにつきましては、最終的には8月16日まで実施したところでございまして、お盆をターゲットにいたしましたので、そこで一旦終了という形を取らせていただいたところでございます。

今後につきましては、必要性等々も勘案して、実施が必要な場合についてはまた検討してまいりたいと考えているところでございます。

喜多委員

もう一つ、同じように医療機関に対して、サージカルマスク、ガウン等の医療資材について配布したとなっておりますけれども、これについてはどのような状況でございましょうか。

福壽保健福祉政策課長

医療機関等へのマスクの配布実績でございます。

それまでのマスクの配布実績ですけれども、9月25日現在で302万8,900枚を配布しているところでございます。

喜多委員

以前は、7月、8月時はマスク・ガウン等がものすごく足りないというか、どうにかならないかという話がいっぱいありました。今はそんな話はあまり聞こえてこないのですけれども、十分に行き渡っているということでのいいのですか。

福壽保健福祉政策課長

十分に行き渡っているのかどうかということでございますけれども、春先からマスクとかガウンについては、実際のところは高騰しているところがございます。

世界各国でも新型コロナウイルス感染症が発生しているところであって、争奪戦と言いますかそういったところはございます。

その中でいかに確保していくかということで、県においても9月補正で計上させていた

だいていますけれども、医療資材については、県においても確保してまいりたいと考えています。

喜多委員

新型コロナウイルスの感染が世界的にまだまだすごく広がっている。少し見ていますと事前委員会の時よりもっと増えておりまして、世界で3,300万人、どの位の数が分からないくらいの方が感染して、4月10日の時が10万人だったのが、それから2週間、3週間おきに10万人ずつ増えるということで、亡くなった方も先日100万人を超したようございまして、このままでいくと300万人まで、今年度中に200万人を超えるのでなかろうかと言われております。

私から改めて言うまでもないのですけれども、アメリカでは715万人に、インドが614万人、ブラジルで474万人も感染しておって、そのうち亡くなった方がアメリカでは20万人、そしてブラジルは2番目で14万人、インドでは9万人ということで世界ではまだまだ増え続けておる状態でございます。

日本全国では昨日現在、感染者が8万4,316人、死者が1,588人ということで、徳島県では、17日間ゼロだったのが、久しぶりに一人増えて148人になって、ただ残念なことに亡くなった方が中四国で一番多い9人ということでありますので、徳島も気合いを入れて、知事をはじめ皆さん大変だろうと思っておりますけれども、頑張ってくださいなと思っております。

専門家会議が今まで11回と対策本部会議は34回ということで、今の仕事の上に、これが新たにプラスされるということで、幹部の方をはじめ皆様、本当に大変だろうと思っておりますけれども、徳島県で感染者ゼロがこれからまた何十日も続いてほしいと本当に思っている一人でございます。

感染防止対策は行政と医療関係者、そして県民の一人一人の心掛けでゼロをずっと続けることができるということを思っております。今後とも皆さん方の御尽力をお願いしたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症と外れますけれども、徳島県地域防災計画も説明されましたが、県の防災会議で、これを決めるということでもあります。これも一つ一つ本当に大事なことばかりですけれども、避難にしても何にしても市町村との協力というか、徳島県が総まとめで、実際は市町村が直接やるということで、その点についてどのように協議されて、今後どのように対策されていくおつもりかお尋ねいたします。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

市町村との連携という話でございますが、市町村との間におきましては、今年度も既に4回、今年は密もあるということでWeb会議によりまして、各市町村の担当課長をつなぎまして連絡協議会を設けております。

その中で各市町村ごとに課題も違いますし、当然対象となる災害も違ってまいりますので、各市町村のいろいろな課題をお伺いしながら地域の実情に合わせた取組、またそういったことをしっかりと県の地域防災計画にも反映できるように連絡系を密にさせていただいております。

喜多委員

先ほども西沢委員からもありましたように、今までの避難と大きく違ってくる。今までは何箇所かで大丈夫だったのですけれども、3密回避とかで施設も増やさないといけないということで、ホテルや旅館も含めてこれからの対策が求められるのではなかろうかと思っています。

万一に備えて、これからもしっかりと市町村との協議をもって、一人でも感染者が増えないような避難計画を、防災計画を立てていただきたいなということを要望して終わります。

岩佐委員

私からも少し新型コロナウイルス感染症に関連して質問なり、また要望させていただけたらと思います。

本当にしばらく感染者が出ない状況が続いていまして、18日ぶりに一人感染者が出たということで、さきの一般質問でも、このあたりのことについては質問もさせていただいたのですが、誰がどこで発症するか分からないという状況ではあると思います。

ただ、先ほどの喜多委員からもありましたけれども、感染の予防には個人個人一人一人の予防の意識を高めていくということが大切なことなのかなと。ただ、この18日間は感染者がないということで、若干気の緩みも出てくるのが一番怖いところかと思っています。

それで、さきの一般質問でもこれからの啓発ということについて質問をさせていただいて、その御答弁でも新聞広告などを使って、周知であったりとか、またケーブルテレビ等いろいろな媒体を使っていくということもありましたし、YouTubeでいろいろな感染予防の動画を作成して流していくというようなこともありました。

いろいろな媒体があるのですけれども、この中で普段、私もよく使うのが、LINEなのです。スマホのLINEで、県のLINEの公式アカウントのパーソナルサポートというところに友達申請をしていたら情報がやってきます。

当然、感染者が何人出ましたとかいう感染者の情報も入ってくるわけなのですが、この9月18日の対策会議のアラートの話以降、LINEの情報というのは、当然感染者がないということで、9月18日から切れていた状況であります。これをもっと使ったら啓発にも十分使えるのではないかと考えております。

そこで、これは県の広報で、部局がいろいろ違うのかも知れないのですが、この県の公式LINEのパーソナルサポートの登録者数とか、もし分かれば教えていただけたらと思います。

梅田感染症・疾病対策室長

岩佐委員から、LINEを活用した徳島県新型コロナ対策パーソナルサポートの登録者数のお尋ねがございました。

実はこのLINEにつきましては、昨日9月30日時点で、約4万5,000人を超える方々に利用いただいております。

ちなみに、徳島県の公式ツイッターを見たらフォロワー数が出るのですが、それを見る

と9,069ということです。LINEのほうにつきましても、約4万5,000人で、正式な詳細の数字を言いますと4万5,140人ということで御利用いただいております。

岩佐委員

このLINEにも4万5,000人ということなのでかなりの人数の方が利用されていて、県からの情報を得る手段として活用されているということであるわけです。今は本当に新型コロナウイルス感染者が少し落ち着いている状況なので、新規にということはありませんかと思っておりますが、今後また新たな波であったりとか、増加した場合とかいうことに対しても、いろいろな情報を発信できるツールであると思っておりますので、しっかりと登録者数を増やしていくべきだと思います。

その中で、少し活用を考えていた時に、たまたま昨日LINEを見ていたら、今日からトップページが変わりますというような案内があって、ちょうど10時ぐらいに見ていたら、切り替わったぐらいだったのです。いろいろな提案をしようかと思っただけなんですけれども、これもまた変わったばかりなので、またこれからもっと内容の充実をしていただけたらと思います。

特に、このLINEというのは、プッシュ型で情報がやってくる。通常のホームページとかいろいろな感染者の情報とかというのは、関心がある人が取りにいかないと。ホームページでいろいろな啓発、例えば3密を避けましょうとか、スマートライフ、うがいとかマスクの着用とかいうことを呼び掛けても、関心がある人しかそれを取りにいかない。けれども、LINEというのはプッシュ型で情報がやってくるということなので、これも今までは感染者の情報がメインだったわけですが、たまたま昨日、ちょうどCOCOOAであったりとか、いろいろな登録の情報が載っていたので、そういった新しい感染予防の周知というのもこれで定期的に行っていくべきだと思います。

特にこういったしばらくの間、感染者が出なければ、感染予防の意識というのも薄らいでしまう可能性があるのですけれども、こういった定期的な啓発というのをLINE上でできないかと思っております。これについて何か御説明等があればお願いします。

梅田感染症・疾病対策室長

岩佐委員から、LINEの有効活用ということで、情報発信の大事なツールということで、活用を図ってはどうかという御質問でございます。

正に委員のお話のとおり、LINEはすごく皆様の身近にあるということですし、お話のあった、実は本当に今日からリニューアルということで、情報発信はもとより、適切な相談対応ということで、そこを押していただきますと、例えばどういう症状があるかと押し合ったら、最後にかかりつけ医に相談であったりですとか、保健所のほうに相談という形で御案内するようになっていっているところでございます。

今後、インフルエンザの流行時期というところで、何が大事かというところ、感染予防対策だと思います。ですから、プッシュ型の情報提供ということで、積極的にこのLINEを活用できたらと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

岩佐委員

是非、積極的に行っていただきたいと思います。

それで今の新たな機能、今の症状から連絡先というのが出てくるというのと、さっき少し触っただけなので、まだ十分な内容というのは把握できていないのですけれども、その中で症状がある人とか、相談窓口とかいう中で、ずらずらと出てきてしまって、最後のほうで相談窓口みたいなどころがあるのです。取りあえず県の一般の相談窓口のフリーダイヤルの電話相談というのがあると思うのですけれども、例えばそういうところをもっと分かりやすいように、LINEが来たときに、どこかすぐ目に入るような形をとったほうが安心感というか、どこにあるのだろうかと探しまわるのではなくて、すぐに分かるように対応していただけたらと思いますので、LINEの内容ということもしっかりとまた今後検討していただけたらと思います。

それと併せて、今回この条例の中で今後の運用にはなると思うのですが、このLINEと同様にとくしまコロナお知らせシステム登録というようなことも業者の役割ということになっています。

業者版のスマートライフ宣言であったりとか、ガイドライン実践ステッカーの掲示をしていく中で、このとくしまコロナお知らせシステムも掲示をして、利用者としてはそれに登録してくださいということをこれから促していくわけなので、当然このとくしまコロナお知らせシステムのポップというようなものも多分貼るように依頼を思うのです。この中にも先ほどのLINEの登録の例えばQRコードであったりとか、そういうものも一緒に掲示してもらって4万5,000人からもっと登録者数を増やすような活動も必要になってくると思うのです。まだまだこれから運用という形になると思うのですが、事業者に対してこういう登録の依頼等もこれから行っていくべきだと思います。これについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、条例が成立後のお話になろうかと思うのですけれども、事業者に対してお知らせをしていくということが必要ではないかということでございます。正に今回の条例につきましては、事業者の方々に特にガイドラインの遵守、それからスマートライフ宣言、ガイドラインステッカー、それからとくしまコロナお知らせシステム、これにつきましては義務化ということで、これをお願いするということも必要になってまいります。そういう意味では広く県民の皆様、あるいは事業者の皆様方に知っていただく、そして取り組んでいただくというような契機を作っていくべきだろうと思っているところでございます。

そういう意味では、先ほどの保健福祉部のほうのLINEも活用させていただきながら、あるいは政策創造部ではポータルサイトの運用もしていただいておりますので、そういったものもしっかり活用し、更にプラスアルファでの広報ということも検討して、しっかりとこの新たな条例、それから県民、事業者の取組の浸透定着が図れるよう日々努力してまいりたいと思っております。

岩佐委員

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

前回は、すだちくんメールの話もさせてもらったのですけれども、いろいろな媒体とい

うか、サイトがあるのをできる限り集約していくとか、例えば今回の相談窓口にしても、できるだけ一本化していくというのが、一番分かりやすい方法だとは思っています。スマホを持っている方は、できる限りLINEの登録というのを進めていただきたいと思います。

ただ、これもスマホをお持ちの方でないと対応ができないということもあります。前回の6月の委員会では、すだちくんメールに関しては、長池委員からも、販売店からも登録してもらおうよう促すような取組ができないかということもおっしゃっておられました。

このLINEもいろいろな所で登録をしてもらえるよう、そういった表示の仕方とか、実際、店舗においてもポスターだけではなくいろいろなアイデアがあろうかと思っておりますので進めていただきたい。それと同時に、スマホをお持ちでない方もいらっしゃいますので、定期的な新聞とかいろいろな媒体を使って、注意喚起を図っていただけたらと思っております。

それともう1点ですが、学校の修学旅行について少しだけお伺いしたいのです。予算的には直接この特別委員会にはなかった話ではあるのですが、今の修学旅行をこれからどうしようかと迷っている学校もあります。阿南市においては、教育委員会が、小学校6年生の修学旅行は中止という決定をしました。

その後も一部の市町村教育委員会によっては、中止と決定したところもあるというふう聞いています。県教育委員会では、今のところは修学旅行に関しては中止という判断ではなく、いろいろな対応をして、行き先を変更するということが検討されているという状況ではあります。

旅行を中止とした理由として、これも市町村教育委員会の判断で、それを否定するものではないのですけれども、旅行先で感染者が出た場合に、その対応が難しいというのが一番大きな理由というようなことも書いてありました。

私も別のいろいろなイベントなどの主催になる側でもあるのですけれども、そうなるいろいろな感染リスクがあったりとか、感染した場合のことを考えると中止とするのもやむを得ないとは思いますが、一応保護者としては、できるだけことはさせてあげたいなと思っております。

その中で、今回新型コロナウイルス感染症のことがあるのですが、今までの、あるいは通常の秋から冬に行く修学旅行であれば、インフルエンザに感染するであったりとか、かかっていた子が向こうで発症するという場合もあったとは思っていますけれども、こういったこれまでの修学旅行等における感染症の対策というのがどうだったのかをまずお聞かせください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、岩佐委員から今まで修学旅行の際にインフルエンザ等の感染症対策をどのようにしていたかという質問を頂きました。

今までであれば、旅行の際には、学校の保健室に当たります部屋を宿泊先のほうに数部屋を用意しておりました。その用意した部屋でインフルエンザをはじめ体調の悪い生徒に対してゆっくり休ませたりとか、他の生徒と離して休ませるということで使用しておりました。

それで、その際には養護教諭もきちんとその部屋について看病に当たっておりました。

その後体調が戻れば、インフルエンザ等ではなければ、旅行を続けるのですが、体調が戻らない生徒は現地のほうで通院をしたりして対応しております。

ただ、それでもまだ治らない場合は保護者に迎えに来ていただけるよう、最初からお願いしているところです。

岩佐委員

確か、自分が高校生の時、スキーだったのですが、修学旅行に行った時に、一人発熱した友達がいて、確か部屋で多分二日か三日間ずっと部屋にこもっていたような記憶があるのです。今までもそういった感染症に対しての備えというのはあったとは思いますが、ただ今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、まだまだ知見が少ないということと、薬等もまだ確立できてないというのが、一番大きな要因だとは思いますが、今一応、県教育委員会の県立高校など県立学校の修学旅行において、今のところ中止にはしていないので、新型コロナウイルス感染症への備え、行った先でのこういった体調不良等に対しての予防策で、現状考えられているのはどういう状況なのでしょう。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、岩佐委員から、修学旅行の際の新型コロナウイルス感染症対応について質問いただきました。

先般、9月に日本旅行業協会から新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引きというものが配布されました。

県としましては、それを各県立学校また市町村教育委員会に9月上旬に発出しまして、このガイドラインに基づきまして対応をお願いしているところであります。

また、もし修学旅行に行きまして、新型コロナウイルスの感染が疑われるような熱などの風邪の症状がある場合は、先ほどの対応と一緒に、宿泊先の用意している部屋で、まずは隔離というか治療に当たるというふうを考えております。

そのあと、現地の保健所などの指導を仰ぎまして、対応してまいりたいと思っております。そのときは、また旅行会社とも緊密に連携してやっていきたいと考えております。

岩佐委員

起こらないことを一番願うところではあるのですが、このガイドラインに沿ったやり方があって、また現地等でもしっかりと保健所等とも連携して進めていくというようなことであって、こういった万全の対策も練っている中で、県教育委員会としては、一応別の予算ではありますが、修学旅行自体は中止にせずに、県内であったりとか、行き先等の変更なりを検討してねという状況とは思っています。子供たちにしても、楽しみにしている行事の一つだと思いますので、できる限りの対策をして実現してあげてほしいなと思うのです。あとこれは県教育委員会としての方針であるわけですが、阿南市は決定されたのでどうしようもないとは思いますが、これもまた来年度以降も場合によってはあり得るのかも知れないので、市町村教育委員会に対しても、強制は当然できないとは思いますが、どこか小中学校の修学旅行に対しても、何か県のほうから、この方針みたいなものという

ますか、こういう形で進めてはというようなことを何か投げ掛けるなり、今後そういう例というのがあるのでしょうか。

平井副教育長

ただいま、委員から、県教育委員会として、修学旅行に関しまして市町村教育委員会に指導助言していったらどうかということでの御提言を頂いたところでございます。

委員のお話にもございましたように、修学旅行につきましては、小中高校ともに重要な教育活動であると考えておりまして、県教育委員会といたしましては、中止ではなくて可能な限りその影響も含めて実施に向けて検討してほしいというメッセージをこれまでも発してきているところでございます。

もとよりその感染防止と社会活動の両立に向けましては、関係者がいろいろな知恵と工夫を持ち寄って課題解決していくと、そういうことも非常に重要なかなというように思っているところでございます。

お話にございました市町村教育委員会に対しましては、先ほど三原教育幹からお話もさせていただきました、日本旅行業協会が9月1日に策定しております、新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引きの中に、発生時の対応についてということで明記されているところもございますので、その存在につきまして、近日中に改めて周知をいたしますとともに、この度御論議いただいております9月補正予算に計上されております様々なサポートの事業につきましても、改めて周知徹底を図っていきたいと考えております。

岩佐委員

手引きというものがある。これにしっかりとつとめることで修学旅行を実現させてあげることができるということで、市町村教育委員会に対しても、しっかりと助言なりしていただきたい。ただ保健福祉部とかにとつたら、いろいろな行動を起こすということに対して不安というの逆にあるのかなとは思うのですけれども、例えば行き先であったりとか県内の状況というのもしっかりと分析をしていただいて、見極めであったりとか、判断というの直前で行くべきではないというようなこともあるのかもしれない。ただ、それだけ直前になればなるほど、楽しみにしていたものが急きょ中止になってしまうということのメンタルへの影響ということもあるかもしれません。

いろいろな両面でのリスクというのもしっかりと判断をしていただきたいと思います。

今は、ようやく、運動会等も行われているのですけれども、少し縮小、縮小みたいなどころもあるので、できるだけ楽しい学生生活につながるようお願いしたいと思います。

それと、これは修学旅行が中止になることと関係するのですが、さきに新聞にも出たのですけれども、今、貸切バスとかに関しても、修学旅行が何とか秋からあるであろうと当てにしていたところが、全部中止になってしまうことで、観光バス、貸切バスという業界が大変厳しい状況だと思います。これはまた、いろいろな策を練っていただいて、貸切バス、特にこれからアフターコロナで、また観光産業を伸ばしていこうというときに、貸切バスの業界というのが潰れてしまっていたらどうしようもないということもありますの

で、いろいろな策を講じていただきたいと要望して、終わります。

元木委員

ほとんど言われてしまいましたので、かいつまんで質問させていただきたいと思います。

まず、条例に関してです。全体的な印象としましては、今まで県は、経済雇用、安全安心と二本立てでいろいろな施策を講じてこられたわけでございますけれども、この新型コロナウイルスの感染拡大防止のための条例というのは、安全安心の部類に入るのかなと。そういう意味では経済活動の引上げというのは、別で改めてしっかり計画なり条例なりを作って取り組むのが合っているのではないかと感じた次第でございます。もし、御答弁いただけるのであったらこの話について、また御答弁いただきたい。

それと、全体的な内容の中で、保健福祉部関係が感染症の一番トップに立っている、今から進めていかなければならない部局にあるにもかかわらず、特にエッセンシャル・ワーカーを抱える医療機関ですとか、福祉施設等が果たすべき役割、行ってもらいたい課題等についての言及がもう少しあったほうがいいのではないかなと感じた次第でございます。

そして、感染症の歴史を振り返ってみますと、1918年にスペイン風邪で何千万人も亡くなった頃のことからずっと遡る、10年前の新型インフルエンザの時もそうでありますけれども、動物由来の感染症というのが、これまでの歴史の中ではほとんどを占めているという中で、畜産関係、そういった動物に関わる感染症という認識を持っていただく中での条例の取組の記載もあったほうがいいのではないかと感じた次第でございます。こういった点について御答弁いただけるのでしたらお願いをしたい。

そして、第4条の県民の役割の中で、国が提供する接触確認アプリケーションの利用ということを明記していただいているわけでございます。これは当然、陽性と判定された方がこのアプリを利用しなければ、効果は少ない。積極的に陽性者へのアプリ利用を要請して行うというのも課題ではないかと感じました。併せてお伺いさせていただきます。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、元木委員から、条例に関し、各種の御質問を頂いたところでございます。

まず今回の条例でございますけれども、安全安心がもちろんその施策、基盤にはなっておりますけれども、条例制定の目的といたしましては、感染防止対策かつ社会経済活動をしっかり引き上げていくのだというような視点を、この条例の中にはうたい込んでいこうと思っております。

今回、例えば事業者の皆様方にガイドラインの遵守だけではなくて、スマートライフ宣言、あるいはシステムの登録ということをお願いするというところでございますけれども、それは地域経済の活性化に向けまして、県民の皆様が安心して利用できる施設や店舗をしっかりと見える化をして、そこを選んでいただくという形を通じて、人や物の動きということを安全安心の中で確立していくということが必要だろうということで、この中に盛り込ませていただいているところでございます。

もう1点、委員から、条例にいろいろ盛り込んだらどうかというような御提言を頂いたところでございます。実は今回の条例というのは、今、感染者数が148名になっていますが、その内の約100名を超える新規感染者が出たのが、正に8月でございます、しかも

それが四つのクラスターが発生したということが非常に大きいところでございます。

この経験を踏まえまして、これで感染が終息したわけではございませんので、しっかり早期に次の波への備えが必要であるというところで、今のような安心して利用できる施設、店舗ももちろんでございますけれども、クラスターというものに対して適切な対応を行うということで、クラスターが発生した場合の店舗名の公表等々について、この条例の中に明記させていただいたというところでございます。

この条例につきましては、7条という非常にコンパクトな条例にさせていただいておりますけれども、そういった事業者の皆様へのお願い、それからクラスターの発生施設の公表、もう一つは県民、事業者、県が一丸となって今後感染症対策に取り組んでいくためには、差別的な取扱いというものがあれば、逆に言うとそういった中で一丸となった取組というのを阻害していくということにつながってまいりますので、これもしっかりとこの条例の中に明記させていただきたいという想いの中で、この案を作成させていただいたところでございます。

もう1点が、4条のCOCOAの話でございますけれども、国が提供する接触確認アプリケーションの利用でございます。もちろんこれにつきましても、このアプリの使用については、積極的に広報をさせていただきたいと思っておりますし、委員がおっしゃられるように、陽性者にしっかりと登録させていただきたいというところでございまして、これは徳島県だけではなくて、当然、国のアプリの話でございますので、国のほうにもそういう取組を促してまいりたいと思っております。

元木委員

是非、全体的なバランスが取れた条例にさせていただきたいと願っているところでございます。

この条例というのは、申し上げるまでもなく県民の方々への啓発という意味も持ちますし、ある程度強制力を持ったお願いというような側面もあろうかと思えます。

そういう意味において、シンプルイズベストという言葉もありますが、ある程度理念的な部分を条例の中に網羅させていただいて、こさいについては、計画ですとか、あるいは要綱等でしっかりフォローさせていただいて、全体としてまとまりあるものにしていただきたいということを要望させていただきたいと思えます。

そしてまた、陽性者の登録につきましても、これは一番前提となる話と考えておりますので、陽性になられた方は、もうこのアプリを入れていただくことを義務化するぐらいの取組を進めていただきたい。そうしなければ、そもそもこの条例に入れた意味がなくなってくるのではないかなという私の意見でございますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

そして次に、季節型インフルエンザの定期接種の自己負担に対する補助ということで、3億9,200万円をお示しいただいておりますので、これに関連して質問させていただきたいと思えます。

アフターコロナ時代というのは、医療へのニーズが高まると言われております。そして、先日の委員会でも申し上げましたけれども、一人当たりの医者の数ですとか、医療機関の数が全国トップクラスという強みを生かして、本県ならではの施策に反映して、持続的な

成長発展、経済飛躍にもつなげていけたらいいのではないかと考えております。そういう中で、インフルエンザワクチンの需要が増えるという変化に対応して、新たなつながりが付加価値を生み出して、柔軟性のあるサプライチェーンの構築に取り組む事業所を支援してはどうかと考えております。そういう中で、この施策というのは、高齢者だけではなくて全ての県民が低負担で受けられるということも大切なのではないかなと考えます。そのあたり将来的に高齢者や該当以外の方も、もっと安く低負担で受けられるように、県として進めていくおつもりがあるのか。そしてまた今回のこの施策は、医療機関等の経営面にどう影響を与えるのか、どう予測しているのかといった点についてもお伺いさせていただきたいと思っております。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、元木委員から、この度の高齢者のインフルエンザワクチンの無料接種のことについてお尋ねがございました。

この高齢者のインフルエンザワクチンの無料接種につきましては、9月11日に国から、今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼び掛けという事務連絡の通知が出されまして、その中で定期接種対象者、これは65歳以上の高齢者であったりとか、あと小児、6か月から小学校低学年の方であったり、妊婦とか、医療関係者への接種が強く推奨されたことが示されたところでございます。

徳島県におきましては、現在のところ148名の感染者が確認されているところではございますが、本県は実は60歳以上の高齢者が非常に多いという特徴がございます。やはり高齢者におきましては、非常に新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクが高いというところがございます。

あと国のほうからも優先的な接種対象者への呼び掛けの中で、高齢者が優先的ということを示されたのは、高齢者におきましては、新型コロナウイルスだけではなくてインフルエンザにおきましても、重症化のリスクが高いところから、国においては、10月1日から65歳以上の定期予防接種の対象者の方をまず優先ということで示されておりまして、この通知を受けまして、徳島県においても、インフルエンザであったりとか、新型コロナウイルス感染症両方の重症化リスクの高い高齢者の方は、より多くの方に定期接種を受けていただくということで、この度の施策として補助ということで参加をお願いしているところでございます。

インフルエンザ、新型コロナウイルスどちらで重症化になっても、非常に医療提供体制のひっ迫を招くというところがございますので、知事の本会議の答弁の中にもあったように、県民の命と医療を守るといった観点から、この予算をお願いしているところでございます。

子供であったりとか、そういう方についても、優先接種ということで、10月26日からと国のほうで示されているところでございますが、まず県としては、より優先度の高い高齢者の方の無料接種ということで、予算をお願いしているところでございまして、それ以外の方についても、任意接種ということで、先ほど申しましたリスクの高い、優先順位の高い方については、なるべく早く受けていただくということで、そこをしっかりと啓発してまいりたいと考えております。

しかしながら、この予防接種につきましては、市町村が実施主体の事業でございます。中には小児であったりとか、妊婦とかでも市町村独自事業ということで助成をしている所がございますので、県としてはしっかりとより優先度が高いところということでお願いしているところでございます。

元木委員

御丁寧な御答弁ありがとうございました。市町村によって上乘せの支援等をしていただいている所もあるというような話も頂いたところでございます。

県においては、プッシュ型の支援というのを、今強力に各施策分野で行っていただいているところでございますけれども、この施策についても、県益につながるという意味で、市町村の支援を待たずして是非プッシュ型で後援していただいて、少しでも県民の方々の不安を和らげながら、多くの方々が受けられるような取組にさせていただきたいと思っております。

については、近年のこのワクチンの接種の状況ですとか、今後の接種の見通し等がお分かりであればお伺いさせていただきたいと思っております。

佐々木薬務課長

インフルエンザのワクチンについてのこれまでの接種状況などについて御質問いただいたところです。

このインフルエンザワクチンについては、その供給量を国が計画的にコントロールしており、令和2年8月28日に行われました国の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会研究開発及び生産流通部会の資料によりますと、今シーズンのワクチンの製造量は厚生労働省からの働き掛けを受け、ワクチンメーカーにより増産の努力が図られた結果、約3,178万本、成人量に換算して約6,356万人分、昨年度の供給実績から比較して約7パーセントの増加をしているという状況でございます。

委員から、これまでの実績という話もありましたが、昨年度の数字を見てみますと、昨年度供給されたワクチンの量は2,964万本で、その内2,825万本が実際にワクチンとして接種されたものという資料がございます。

このことから考え合わせて、日本国人口から考えると、約47から48パーセント程度の実績として接種がされているという状況でございますので、先ほど今年度の供給量について御説明しましたが、昨年度供給量から比べては、7パーセントの増となっておりますが、実際に使用された量と比較すると約12パーセント多い量が今年度供給されるという予定となっております。

元木委員

昨年から数も増えているというようなお話であったかと思っております。

これから新型コロナウイルスとあいまって、インフルエンザワクチンへの需要も多分かなり高まっていくのではないかなと予測をしております。そして、これからの季節が勝負の季節でございますので、できるだけ多くの方が早い時期に受けられるような体制を整えていただいて、県民の方々の安全安心につなげていただければと思いますよう広報していただきたいと思います。

そして、また薬局経営の支援についても、併せてお願いをしておきたいと思っております。御承知のとおり、薬局の収入というの、今患者の減少ですとか、薬局の実収入といわれている技術料は減少するとともに、医薬品購入額の急増によるキャッシュフローが悪くなりまして、経営に良くない状態のことが心配されております。

特に、今年は例年より卸と薬局の価格交渉が全く進んでおらず、感染防止対策の徹底、外出自粛による外来患者の大幅な減少により、医薬品流通の状況が例年と大きく異なっておるといわれております。

その中で、病院や診療所の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、事務員などは政府からの支給の対象として支給がなされているところがございますけれども、薬局の薬剤師というのは対象外ということになっております。

この中で薬剤師会からも要望が上がっているのですけれども、例えば神奈川県では新型コロナウイルス感染症に関係しまして、薬局・薬剤師に対する慰労金として一人当たり3万円の支給が決まったということがございます。

徳島県においても、同様に新型コロナウイルス感染症の危機の中、従事しておられる薬局・薬剤師の方々への支援をしてはどうかと考えますが、御助言をお願いいたします。

佐々木薬務課長

ただいま、委員から、薬局にお勤めになる薬剤師への支援について御質問、御提案を頂いたところでございます。

委員の御説明のように、神奈川県など他県では一部支援に向けた動きがあることは承知しておるところでございますが、まずは現在の状況としまして、医師あるいは看護師などについて、現在支援がございますが、薬剤師においても全く支援がないわけではなくて、介護分野のほうで一部支援がございます。

ただ、現在の国の考えでは、通常に調剤業務を行っている薬局においては、特段の支援の対象とはならないということで、国の補助支援スキームからは外れているところでございます。

今回、委員のお話も受けまして、今後どのような形が良いのか、他県の状況なども踏まえて研究してまいりたいと思っております。

元木委員

是非しっかりと検討していただきまして、薬剤師の方々の希望にもつながりますよう、取組をお願い申し上げる次第でございます。

最後に防災の関係で、山地防災力強化とみどりの^{きょうじん}県土強靱化について、地元でもかなり山地災害が今続発しておりますので、本会議で、我が会派の井下議員からの質問に対しまして、松本部長の御答弁があったのをお答えいただける範囲で具体的なお答えを頂けたらと思う次第でございます。

御承知のとおり、本県の森林は成熟度を増して、ちょうど今、主伐が段階的に進められておまして、うちの地元にも主伐の現場が増えているのですけれども、こういう中で、県におきましては、国と一緒にしまして、森林作業道の整備ですとか、林業アカデミーなどをはじめとした人材育成や高性能林業機械の導入支援など低コスト化を進めて生産性

を高める様々な施策を講じてこられておられます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、木材需要が低迷をいたしております。国内の人口が将来的に減少していくことが予測され、これに伴いまして、木材需要がいずれ減退するといわれております。

そうなりますと増産しても買い手がなくて、木材価格も下落し、林業は再び厳しい経営となり、雇用維持ができないばかりか森林も荒廃して、防災上も問題が起こってくるのではないかと心配しております。

また、一定の地域で集中して主伐を進めてしまいますと、集中豪雨とか、台風が来た際に山の持つ保水機能が急激に弱まりまして、防災面での不安を招いている町もあるのではないかと懸念しておるところでございます。

御承知のとおり、森林は収入源としてではなく、国土保全や防災、水源の維持など多面的機能や価値がございます。そういう中で、今回の答弁では県民の命を守るために今年度32億4,000万円の予算に加え、2億3,000万円を増額する補正予算を提案されたということございまして、具体的には防災マップの配布ですとか、防災教育授業、そしてまた山地災害の細やかな情報収集のために山地防災ヘルパーの増員というようにお話がございました。

このそれぞれにつきまして、例えば防災マップでありますと、どこにどの程度、どういった方々にお配りするのかわ、また、防災教室は授業内容や対象にどのような工夫を凝らすのかわ、そして山地防災ヘルパーについては、どの程度の増員がなされるか、そしてまたこれまでの山地防災ヘルパーの取組をどう進化していくのかわ、こういった点についてお伺いします。

市瀬農林水産基盤整備局長

元木委員から、山地災害防災力の向上について、御質問いただきました。

まず、委員がおっしゃいますように、徳島県の森林につきましては、県土の4分の3を占め、大変大きな面積であります。もう一方では非常に大きな資源であり、木材生産の場、また、そこからいろいろな形で利用していくことで、経済活動と環境の保全といった両面がありますが、その防災といった面では長期的な森林の保全というのは非常に重要でございます。

そういったことから、まず治山事業というのが、直接的には防災を担っていくわけでございますが、その予算としまして、先ほどお話がありました、32億4,000万円プラス、今回の補正といったようなことでございます。

中でもその情報といいますか、山地災害というのは奥地で起こったり、いろいろなことをしますので、なかなか一般的には情報が伝わりにくいといったような特性がございますので、まず本会議でも申しましたように、パンフレットやポスターによりまして、広く周知していくといったことで、この周知の範囲は先ほど言いましたように、市町村でありますとか、郵便局などそれぞれ公共的な場所に置かせていただいております。

それから、山地防災ヘルパーの活動につきましても、ほぼ10年程前からさせていただいておりますが、山地防災ヘルパーにつきましては、まず地域の情報が非常に細かく分かりやすい形で把握する必要があるといったことで、まず市町村の職員、元職員でありますと

か、それから建設業の関係の方とか、そういった方に積極的にお声掛けをして、なっただいておりまして、体制的には増員といったことで、できたら県内200名を超えるような人数に増やしていきたいと考えているところでございます。

まず、人が増えて情報が集まってきましたが、これをどうやって生かしていくかといったことが重要でございますので、まずソフト的な対策としては、県でも森林GISというのを活用して、防災上必要になるような部分がありましたら、それをリアルタイムで写真などをGISに反映して、スマホでそれぞれの人が見えると。

先ほどのLINEアプリではないのですが、そういったような形を取って情報の共有を図っていくことによって、地域全体で防災力を上げるようにしていきたい。

その結果、いわゆる治山ダムとか、そういった施設によるもの、それから森林整備、その二つをうまく組み合わせて、防災につなげていくように考えているところでございます。これからも全力をあげてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

福山委員長

質疑の途中ですが、換気のため休憩したいと思います。(14時34分)

福山委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(14時45分)

それでは質疑をどうぞ。

古川副委員長

私からも何点かお聞きしたいと思います。まず今回の新型コロナウイルス感染症の条例の骨子案ですけれども、これは私も今日初めて見ました。

最終日に採決ということで、ここでいろいろ言ってもなかなか十分に検討する時間もないのかなという感じもしておりますが、一方で急ぐというのも十分理解できますので、条項のことはもう言わずに、この条項に対する対策について何点かお聞きをしたいと思っております。先ほど喜多委員からもありましたけれど、ガイドラインのステッカーにつきましては、私もしっかりしたチェック体制を整えてやってほしいなと思っております。

今聞くと、先ほどの答弁では業界団体中心にということでございます。この内容が適正であった場合には、交付ということなのですが、この内容というのは何を指すのですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、条例の中のガイドライン実践店ステッカーの交付でございますけれども、実はステッカーを交付するに当たっては、それぞれの団体から申請を頂くような形を取らせていただいております。

その中で、ガイドラインの中でこういった内容については確認をしていきますよということを示していただいておりますので、それを確認をした上でそれぞれの店舗で確認をしたということを我々としても確認をした上で、ステッカーをお渡ししているという状況でございます。

古川副委員長

少し分かりにくかったですけれど。ガイドラインのとおりやっているところは申請してねと言ってあるので、そのあたりをもう1回口頭で確認して、現場は行かずに書類上で確認して、ということですね。分かりました。

あと県民、事業者の役割の中で、国の接触確認アプリケーションの利用とかとくしまコロナお知らせシステムの活用とか登録、こういうことをうたう以上は、これまでよりも格段に対策もしっかりやってもらうということも一緒にやらないと、ただ単に書いて責務ですよというのでは、無責任すぎると思いますので、このあたりはしっかりとやっていくということによろしいですね。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、古川副委員長からありました、この条例に掲げているこの項目につきましては、現在やっている対策というものが多く含まれているところでございます。

そこにつきましては、条例にしっかりと明記をするという形で、更に浸透定着を図っていく、その実効性を高めていくというような取組を今後とも進めてまいりたいと考えているところでございます。

古川副委員長

では、認識としては、今までもしっかりとやっているのだと。条例にうたうことによって、更に強化できるのだという認識ですね。

そもそもしっかりとやっている、そんなに普及しているのかなという感じを持っているのですけれども。とにかく接触確認アプリなどは、きちんと運用していけば、かなり効果の高い制度だと思いますので、既になんかやっているのだということですので、しっかりと更に進めていってほしいと思っております。

あと公表のところについては、これぐらいの感じでいいのかなと私は思っておりますので、まあいいのかなと思いますけれども、あと2項のほうで必要な支援を実施ということで、例えば安全宣言などみたいなことを具体的に言われましたけれども、これは支援というのは、安全宣言ぐらいですか。あと安全宣言をどういった方法で県として支援していくのかということをお教えしてもらえますか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、古川副委員長から、6条第2項でございますけれども、クラスターが仮に発生したとしましても、施設使用者のほうでしっかりと感染防護策がなされているというような場合で、責めがない、なおかつ積極的疫学調査に協力いただいているという所につきましては、店舗を再開するときに県としても必要な支援というものをしっかりと打ち出していき、その一つの大きな柱が営業再開時における安全宣言の実施ということで、スムーズに営業が再開できるように、県としてもお力添えをさせていただこうと考えているところでございます。

もちろんそれ以外にも、既存の仕組み、県が実施しております各種支援制度、相談窓口、こういったものもございまして、そこへ紹介し、つないでいって、円滑な営業再開に結

び付けていきたいと思っっているところでございます。

古川副委員長

この安全宣言は、具体的にはどうやるのですか。

勝間危機管理環境部次長

この条例は、私ども危機管理環境部が作成しておるところでございますけれども、安全宣言につきましては、保健福祉部のほうで制度を持っているところでございます。

基本的にはクラスターが発生した所について、今のような要件を満たしている場合について御申請をいただいた中で、県として安全宣言を出していくというような流れになっていくということを想定しているところでございます。

古川副委員長

保健福祉部から今どんな形で安全宣言のサポートをしているのか教えてもらえますか。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、安全宣言のことについて御質問がございました。

まず安全宣言を発出する基準がございます。七つの項目がございまして、全項目について該当する場合に安全宣言を発出することとしております。

詳細でございます。まず1点目は、保健所が行う積極的疫学調査に全面的に協力しているということ。2点目は、濃厚接触者等の検査について積極的に協力していること。3点目は、県民への注意喚起のため自ら事業所名の公表を実施していただくということ。あと4点目として、事業所等の消毒を完了していること。

5点目は、感染拡大防止のために陽性者の最終接触日から14日間の自主休業若しくはそれに類する処置を行っていること、あと濃厚接触者の健康観察に協力していること。

6点目は、換気、3密の回避、検温など今後の感染防止対策の方策が立てられていることと、7点目は、暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係をする関係機関でないという、この基準を満たした場合にということ、その事業所なり団体に対して、安全宣言ということでお伝えさせていただいているところでございます。

古川副委員長

聞きたいのは、お伝えさせていただいている、どうやってお伝えさせていただいているのかということを知りたいのです。県民に周知するわけでしょう。

梅田感染症・疾病対策室長

文教厚生委員会のほうで、そういうふうな形で見える化が必要であるという御意見を頂いたところでございます。

それで当課としましては、まず安全宣言の内容を分かりやすいような形で、新たに作成したということ、あとホームページ上で周知させていただいたりという形で、今、古川副委員長がおっしゃったような形で分かりやすさ、そこがもう少し工夫が要するというこ

とで、現在、県としまして、その対応を行っているところでございます。

ですので、ホームページで公表ということだけですので、今後また協議いたしまして、更に分かりやすい形でということに対応してまいりたいと考えております。

古川副委員長

クラスターが出て、公表して、やはりお客さんは減りますよね。それで、もう大丈夫になったということを県民に周知して、お客さんに戻ってきてもらえるようにするわけでしょう。

そのために必要な支援をするということですので、どうやってこれを県民の人に伝えるかという支援策を聞きたいのですけれど、ホームページだけというのでは、これは必要な支援になっているのかということですよ。

ですから、そのあたりをどう考えているのかということです。こうやって条文に、条項の中に入れるに際してこのあたりの検討ができているのかどうかということです。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、安全宣言について、これは条例ができた後というお話になろうかと思うのですが、そこにつまましては、しっかりとこの安全宣言をどういった所にいつどんな形で出したのかということと広く県民の皆様にお知らせしていくという必要があるかと思っておりますので、そこについては、当然のことながらホームページ等々でございまして、それ以外の部分につままして、プラスアルファで考えていきたいと思っております。

古川副委員長

分かりました。具体策はなかなか、まだないということなので、そのあたり本当に死活問題が掛かっているところなので、しっかり予算を確保して対応してあげてほしいと思います。

お金が掛からないところはしっかり、知事の記者会見とか、全部やるのは当然として、予算もしっかり確保して、例えば店自体がやることに対して助成をしてあげるとか、そんなこともしっかり考えて実効性のあることをしてあげてほしいと思います。

あと7条の差別防止のため県が講ずる措置というのは、具体策というのはどういうものですか。

勝間危機管理環境部次長

差別的取扱いの防止ということで、県が講ずる措置でございまして、ここにつきましても、未来創生文化部としっかりと連携させていただいて、具体的には新型コロナウイルス感染症に対する知識の普及、それから差別的取扱い等の禁止に関する啓発、更に具体的にはインターネット上の書き込みに対する監視、こういったものをしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、現在、未来創生文化部でも、そういった啓発に係る動画の配信等々も行っていると思っておりますので、更にこの条例に明記することによって、この取組も加速化させてま

いたいと思っところでございます。

古川副委員長

分かりました。いずれにしても最終日に採決をするということで、条例が制定された場合はこれが実効性のあるものになっていくように、しっかりと具体的な対策を立てて進めていっていただきたいと思っますので、よろしくお願いをいたします。

あともう1点、報告のことで、先ほど出た新型コロナウイルス感染症の状況で家畜保健衛生所のPCR検査機器の導入については、バックアップだということ言われたのですが、これは具体的にはどういう役割になってくるのですか。

他の所のPCR検査が足りないようになったら、家畜保健衛生所のほうにも頼むみたいなことでよろしいのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

家畜保健衛生所のPCR検査の位置付けということで、バックアップ体制はどのような位置付けかというお尋ねです。実は万一こういうことが起こってもあれなのですけれど、万一、保健製薬環境センターで検査ができない状況、例えばそこで感染者が出たとかそういうふうなところで、なかなか行政検査ができないというときになったら、バックアップを行っていただくという形で位置付けをさせていただいております。

古川副委員長

そこまで考えなくても、せっかくあるのですから、遊ばせておくのはもったいないので、できるだけ有効活用していく方向で是非検討していただきたいと思っます。これから検査の本格的な拡充ということで、国も打ち出されております。1日20万件ですか、100分の1としたら2,000件ぐらい、県の中で2,000件ぐらいしなければいけない。今、1,500件を超えるというぐらいですからね。ですから、しっかりと有効活用をして考えていってほしいなと思っますので、これもよろしくお願ひしたいと思っます。

あと、午前中にも議論があったのですけれど、私も今日の徳島新聞の1面に「千年に一度の雨」で家屋流出最大5,000ヘクタールと、この記事が出て、これは聞かなければいけないと思って切り取ってきたのです。私の一般質問の中でも言いましたけれども、大変な激甚災害が常態化しているという状況かなと思っます。

ですので、このあたりの温暖化対策もして、それぞれの豪雨対策と二本柱でしっかりと進めていかなければいけない。これは本当に西沢委員が言ったように、県で組織体制を拡充して充実させて、全庁を挙げて知事の直轄ぐらいでやってほしいなというぐらいには思っっています。しっかりと取組を進めてほしいなと思っますが、まず午前中の答弁でもよく分からなかったのですけれども、今回出たこのエリア図というのは、今既に出ているハザードマップの浸水想定区域図と同じものなのですか、同じものではないのですか。

坂本水災害対策室長

古川副委員長から、本日の新聞記事の御質問を頂いております。

本日の報道のこのエリアにつきましては、午前中も御答弁差し上げたとおり、過去の平

成28年6月に公表されたものでございます。

洪水の最大規模、浸水想定区域図と併せまして、今回新聞のほうで示されております家屋倒壊等氾濫想定区域ということで、前回のものと一緒になっております。

古川副委員長

ということは、今各市町村に提供している浸水想定区域図と、これと併せて一緒に提供しているということで、多分徳島市などが出しているハザードマップについては、この図面ではなくて、浸水のもう少し広い所が色付けされた図面ということですね。

今回これは家屋の流出、倒壊のおそれのあるエリアということで、絞られて色付けをされているということですか。分かりました。

この堤防が決壊した場合、これぐらいの5,000ヘクタールが流出するよとなっているのですけれども、堤防が決壊した場合というのは、どういう箇所で何箇所ぐらいが決壊したらこのようになるわけですか。

坂本水災害対策室長

この想定につきましては、午前中も御答弁差し上げたとおり、想定しうる最大の想定規模の降雨があった場合ということで、この雨量による河川の水位上昇によりまして、現状の堤防の決壊、あるいは無堤箇所からの^{いっすい}溢水を想定しており、河川内から低い平野部へ流れ込む流れにより家屋が倒壊するシミュレーションを実施しております。

氾濫条件といたしましては、200メートルピッチで破堤というふうなことになっております。

古川副委員長

200メートルごとに決壊して、全て決壊したらこれだけ全部赤になるということですか。なるほど200メートルごとですね。分かりました。

こういった災害、1,000年に一度の雨というのがどれぐらいの雨なのかイメージがなかなかできない昨今でありますので、どういうタイミングで逃げたらいいのかというのが分からない。

午前中は流域治水という話も出ましたけれど、流域内に遊水池も作らなければいけない、安全な所に家も移ってもらわなければいけないという話になってくると、何十年も掛かる話ですよ。その間に起こる可能性も高いので、避難対策というのを、命を守るためには最優先でやっていかなければいけないと思うのですけれど、新聞にも専門家の早めの避難を心掛けるとか迅速な避難を心掛けてほしいと書いてあるのですけれども、ではどういった場合に赤色が付いた所は避難したらいいのか。

例えば今回の台風10号は、かなり何日も前からすごい台風が来ると言われていて、避難してくださいと言われていたのですけれども、今回、台風10号の場合は、この赤色の所は避難したほうがよかったかどうかというのはどういう見解ですか。

榎本県土整備部次長

今回の報道について、例えば台風10号の場合、どのタイミングで避難すればよかったか、

という御質問です。今回の台風10号については、かなり早い段階から日本に近づく、かなり規模が大きくてということで、気象庁からも従前から注意喚起がなされておりまして、九州の辺りでもかなり警戒態勢を取っていたということだと思います。

今回の避難は具体的にどうかというところは、少し分かりかねるところはあるのですが、実際には河川管理者なりが発する河川情報に基づいて、各周辺流域の自治体の首長から発出する避難準備情報であるとか、避難勧告であるとか、避難指示であるとか、そういった避難に関する情報をしっかり取っていただいて、そのためにはケーブルテレビであったりテレビの情報とかそういうところに注意していただくことになるのですが、そういったものに基づいてしっかり早め早めの避難をしていただくということが大事ということだと思います。

古川副委員長

ということは、今回の場合、台風10号の場合だったら、地元の自治体から避難指示、避難勧告が出た場合は、当然避難しなければいけないということですね。

今回は出ている所もあれば出していない所もあったのかなと思います。ということで、ただ早め早め、では指示が出なかったらそのままいてもいいという考え方でいいということですね。でもないのですか。このあたりはなかなか分からない。早めにしろ、しろと言われても、ではどう判断したらいいのかというところを何かこう考えて工夫していかなければいけないと思うのですが、何かあるのですか。

坂本水災害対策室長

古川副委員長の言われる避難のタイミング、避難スイッチと言いますか、いつ避難するべきかということでございます。

先ほど次長が申し上げましたとおり、避難勧告、避難指示、その更に前には避難準備・高齢者等避難というような段階もございますが、ある地域では、近くの側溝があふれてきたら逃げる態勢に入るとか、そういう独自の決め事を決めている所もございます。

そういったことで施設整備も当然進めているところではございますが、そういう地域、個人で防災意識を高めて命を守っていただく、こういった取組も重要であると認識しております。

現在、地域によりましては、洪水タイムラインでありますとか、ハザードマップ、先ほど徳島市のお話が出ましたけれども、徳島市では想定最大のハザードマップを現在作成中でございます。

ほとんどの市町につきまして、想定最大のハザードマップはできておりますけれども、一部の市町につきましては、今年度作成中ということで、そういった事も踏まえながらこういうハザードマップの周知でありますとか、避難に関する取組、こういったことを着実に進めてまいりたいと考えております。

古川副委員長

分かりました。確かに私も徳島市のホームページを開けたら、国が出している浸水想定区域図だけをそのまま出して、見てくださいますかみたいな状況で、他の情報は一個も入ってい

ないですね。だからハザードマップはまだこれからなのかなという気がしますけれども、先ほど避難スイッチというお話もありました。ですから避難スイッチということは、やはり地域、地域できめ細かな対応も必要になってくるんだろうと思います。

私も住民の一人として、本当に避難意識を高めないといけないと思って、うちの家も多分この赤の中に入っているのです。2階にベランダがあるのですが、大分前に道路からベランダの高さまで測ったら、大体3メートル50センチなのです。なので、5メートルの浸水だと屋根の上に登らないといけないということで、今回、ベランダから屋根の上に上るはしごも買いました。それで逃げられるなど。ただ、次の段階が10メートルです。ちょうど色のグラデーションが分かりにくいですね。10メートルに入っているような気がしますし、そうすると屋根の上で間に合わないという本当に微妙なところでね、それを見ている人でも悩んでいる人は多いと思います。ほとんどの人は見ていないのではないかなと思うのですけれど。

これは行政が、市町村が中心になってやらなければいけないのですけれど、本当にしっかりやっていかなければ。来たらこうなるわけですから。一日も早く避難をできるような体制を整えていかないといけないということで、今回市町村も含めた協議会の中でしっかりと検討していく。防災情報の在り方や周知の方法等についてしっかりと検討を進めていくということをお答えいただいたので、これもしっかりと進めていただきたいと思うのです。

いろいろ言いましたけれども、今一番、具体的にどの点が問題意識があるのかということだけ最後お聞かせください。

坂本水災害対策室長

浸水想定区域図やハザードマップについての課題と言いますか、今後の方向性につきましては、古川副委員長がおっしゃるとおり、一部で見にくいというお話もございます。この着色につきましては、既定のもので、なかなか個別に作るということではできませんが、マイハザードマップでありますとか、その地域に応じたハザードマップを作ることによりまして、地域の方々の避難意識の醸成を図っていただくような取組も重要なことであると思っております。

まずは、こういった防災のツール、防災情報を地域の方々に知っていただくことが重要であると認識しておりますので、そのあたりから更に取組を進めてまいりたいと考えております。

古川副委員長

何回も繰り返しになりますけれども、やはりその整えたハザードマップを見てきちんと判断ができるような形のものを作ってほしい。難しい部分もあると思いますけれども、それに近づけるような工夫をしてもらって、市町村も一緒に考えて、こういうのが出されれば意識がある人は見てくれますので。今だったら見てもどうしたらいいのか分からないみたいなところがあると思うのですよね。

ですから、住民の人が見てきちんと対応ができるようなものをしっかりと示していただきたいなと思います。また、タイムラインについても、台風などは割とタイムラインで何日前とかとやれると思うのですけれど、熊本の豪雨みたいな線状降水帯については、なか

なかタイムラインというのは馴染まないのかなと思いますし、そういうところで避難の在り方、スイッチの入れ方、そのあたりをしっかりと検討していただけたらありがたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

最後にもう1点、これも一般質問の中で少し触れたのですが、8月28日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部の中で検査体制を抜本的に拡充していくというのを決定しました。その中の一つに、一定の高齢者とか基礎疾患を有する人については、市区町村において本人の希望で検査を行う、これを国が支援する仕組みを設けるということで、今回予備費51億円を使って、市町村の手上げ方式になるのかな、手上げたところに高齢者の希望する人等へ検査ができる体制を整えていくというのが打ち出されていますけれども、これは県はどのようなスケジュール感で、どのような取組をしていくかというのをお聞かせください。

新開長寿いきがい課副課長

ただいま、新型コロナウイルス感染症に係る一定の高齢者等の方に対する検査助成事業について御質問を頂きました。

副委員長がおっしゃられましたとおり、先般の国の令和2年度予備費において予算措置が講じられたところでございます。

事業の実施主体は市町村ということで、現在、市町村に対しまして、当助成事業に関する国からの一連の通知というのを周知しているところでございます。

それを受けて現在、各市町村において検討がなされているところでございます。

この助成事業につきましては、感染拡大や重症化を防止する観点から行政検査以外の検査事業として65歳以上の高齢者の方ですとか、あと基礎疾患を有する方の御本人の希望により検査を行うというものになってございます。

具体的実施方法につきましては、各市町村において検討がされているところでございますが、県でも市町村からの相談等を受けながら連携して進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、まず市町村の実施計画を国に10月中に提出することになっております。

正式な交付申請はいつ頃になるとかは示されていないところでございますが、状況としては以上でございます。

古川副委員長

分かりました。国が2分の1のお金を出して、地元で2分の1を、交付金等を使ってやってくださいということで、市町村で10月中に実施計画を出してください、県は周知をしていますということなのですけれども、県もしっかりと市町村から実施計画を出してもらるようにやっていかないと。すぐに10月が終わってしまいますからね。

蓋を開けたら本当にほとんどするところがなかったみたいな話に、多分なりそうな感じもしますが、そういうことにならないように。またこの市町村の仕組みだけではなくて、抜本的な拡充の中には、こういうクラスターが発生している地域では、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に一斉・定期的な検査の実施、これを

都道府県に対して要請するとなっていますよね。都道府県に対して要請されてどうするのですか。

また、更にこの地域の感染拡大を防止する必要がある場合には、地域の関係者を幅広く検査することが可能であることを明確にしたので、都道府県に対して積極的な検査の実施を要請する。県は要請されたわけですよね。これはどうしていくのですか。このあたりはどのような考えなのかを教えてくださいませんか。

梅田感染症・疾病対策室長

古川副委員長から、8月28日に新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組の中で、国としては、ということで、感染者が多数発生する地域であったり、そういう所については、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を都道府県に対して要請するというところでございます。

本県におきましては、8月にクラスターが相次いで発生したというところがございますので、その期間におきましては、対象となる施設につきましては、濃厚接触者だけには留まらず、施設全体で検査させていただいたところがございます。

あと、また地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、現に発生した店舗、施設等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であることを明確化し、都道府県に積極的な検査の実施を要請ということが示されておりますが、実は、本県におきましては、去る6月に風俗に勤務された方の陽性が確認されたというところがございます。そこでその店舗だけに限らず、徳島市において6月17日から25日の間、風俗を利用した方若しくはその地域にお勤めになっている従業員の方を対象にということで、国がこれをお示しする前に先取りをして実施した状況もございます。

ですので、今後県といたしましては、もしそういうふうな感染状況が確認ができた場合には、どういう形がより効果的な対策が取れるかということを見ながら、その地域、地域に合った形で幅広く検討していきたいと考えております。

先ほど申しました風俗関係の検査も匿名希望でさせていただいたのですけれども、そちらにつきましても、県の専門家会議の助言ということで、匿名検査で、全国でも珍しい、初ということで、そのような体制も取らせていただきましたので、感染状況とかも県の専門家会議等と連携をしながら、徳島県において感染拡大防止という形で積極的な検査を行っていきたいというように考えております。

古川副委員長

これまでもやってきているし、これからもやっていくということで、もしクラスター等、また発生状況が多数発生している地域とか期間においては、これからもしっかりやっていくということでよろしいのですか。これからもやるのだと、これは徳島県はやるのだということでもよろしいのですね。

鎌村保健福祉部副部長

ただいま、古川副委員長から御意見いただき、梅田室長からもお伝えさせていただきましたように、今後に向けましても、感染拡大防止対策、そしてクラスターの発生した場

合にしても、そのクラスターが拡大していかないように、早期発見というところで、濃厚接触者の方はもとより、接触された関係者の方々、そういったところまでこれまでも対応し、できるだけ早くそういった方が陽性なのか、あるいは陰性においてもそのあとの健康観察というところでゾーニング等も含めて、施設等によっても進めてきたところがございます。

これからも、専門家会議あるいは厚生労働省のクラスター対策班等からこれまで頂いてまいりました御意見等も参考としながら、このPCR検査等の検査についてもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

古川副委員長

分かりました。よろしくお願いいたします。

先ほどと重ねてになりますけど、高齢者の検査助成事業における市町村の部分は、くれぐれもしっかり全県内の24市町村が対応できるように進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

福山委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし。」という者あり)

この際、委員各位にお諮りいたします。ただいま、扶川議員から発言の申し出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし。」という者あり)

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり一日につき答弁を含めおおむね15分とする旨、申合せがなされておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

条例のことを質問したいのですが、議論を聞いていて、少し最初に要望とお尋ねが1点ずつあります。

JRの問題は、文教厚生委員会でもずっと議論してきましたけれど、サーモグラフィーの設置は、空港やJRに常設していくということなのですね。観光客がやってきたときに、しっかりと取り組んでもらって、非常に安心感につながると思いますから、是非、一時的な取組に終わらせず、再開してほしいという要望でございます。

それから接触確認アプリやお知らせQRコードのアプリについても活用をどんどん進めてほしいわけですが、これまで感染された方の中でこのアプリを利用していた状況というのは分かりますか。

梅田感染症・疾病対策室長

扶川議員から、陽性者の方でこのCOCOAを活用された方ということで御質問がございました。実は、私どものほうから、陽性者の方が登録したかどうかということまでは確

認できていない状況でございます。

しかしながら、9月25日現在、全国で898件しか登録していないというふうな状況でございますので、本当に少しの方しか登録されていないという状況でございます。

ですので、今後県におきましても、陽性の方が御自身で登録されるということですので、陽性が確認された場合には、保健所等からCOCOAの登録についても、丁寧に説明をしていきまして、登録をお願いしたいと考えております。

扶川議員

これは登録をされた方が分かったのが898人でしょう。だから、徳島県ではCOCOAの登録数というのはどれぐらいあるのですか。これは分かりますか。

梅田感染症・疾病対策室長

これは国のほうが管理をしていまして、徳島県から何人登録しているか確認できておりません。

扶川議員

とにかく先ほども、これは強制、義務付けるぐらいしっかりやるべきだという意見がありました。私も全く同じです。

これから検査を受けて陽性となられた方、あるいは検査を受けられた方に対して、きちんとこれを利用していただくかというのを把握していくべきです。これからのことで結構ですから、しっかり把握していただきたいと思います。これについてお願いをいたします。いかがですか。

梅田感染症・疾病対策室長

これからCOCOAとかについてしっかり確認をしていくということでございますけれども、先ほど条例のこともございますし、あとCOCOAだけではなくて、とくしまコロナお知らせシステムもありますので、県民の皆様はそのあたりにつきましては、しっかり啓発をしていって、一人でも多くの方に登録いただくという形で進めていこうと思っております。

扶川議員

これであまり時間を取りたくないのですけれども。おかしいでしょう。だってCOCOAを登録していたら、感染者の方から発信してもらわないといけないのでしょうか。

聞くのは当たり前ではないですか。それぐらいのことを把握していないなんて、ナンセンスです。何のためにこれを導入したのですか。是非これは改善してください。お願いできますか。

梅田感染症・疾病対策室長

COCOAにつきましては、御本人さんの登録ということですので、県のほうから感染者の方には丁寧にしっかり説明させていただきまして、登録に御協力いただくような形で

お話を進めてまいりたいと考えております。

扶川議員

分かりました。登録ということは発信という意味ですね。発信していただくようお願いいたします。

では、条例のことをお尋ねしますが、第6条のクラスター発生施設について、これを発表するかどうか、今、発生した場合でも必ずしも全部公表するわけでもない。とにかくそれから先に広がっていくおそれがないような状況があれば、公表しないわけですが、懸念される場合というのも書いてあった。先ほど説明がありました、当該施設でもクラスター発生の懸念のことをおっしゃっているのだらうと思うのですが、これはその施設に立ち寄っただけでも、ここの施設でクラスターが発生していなくても、不特定多数の人がそこに入ってきていて、濃厚接触の可能性があれば広がる可能性があるでしょう。だから当該施設でクラスターが発生していなくても、そういうおそれがある場合は、施設名を公表するというのを、よその県ではきちんと書いてあります。徳島県の条例もそのようにすべきと思いますが、いかがですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、扶川議員から、クラスター発生施設以外の公表というところでございます。今回の条例につきましては、正に8月に四つのクラスターが発生して、一時期の感染者が100名を超えるというところの経験をしっかりと踏まえる中で、この条例の策定に向かっているところでございます。

したがって、今回の条例につきましては、クラスターが発生した場合の当該施設の店舗名の公表、これに焦点をしっかりと合わせた形で公表の流れということを県民の皆様にも分かりやすく提示ができるよう、整理をさせていただいているところでございますので、患者立入り施設の公表については、今、特別の規定を設けるという形にはなっておりません。

扶川議員

クラスターが発生しなかった6例目について、私は散々言っておりますけれど、この際も、20人、21人でしたか、の方が濃厚接触と見られるのに行方不明となっております。そのまま事なきを得たのかどうかも分かりません。県外の方でしたら徳島県で発症しませんから。

現にそんな状況が起きていますよ。立ち寄るだけでも、あるいはその施設を利用するだけでも、その施設でクラスターが発生していなくても、そこから感染が広がっていく可能性がある場合は、当然公表すべきです。それをしないなんて、これは絞り込みすぎです。意見を申し上げるだけです。時間がないので次にいきます。

第6条第2項でクラスター発生が当該使用者の責めによるものでない場合というのは、どう捉えたらいいですか。ガイドラインの全てを順守するというのはなかなか難しいですね。

私も飲食店のガイドラインとか見ましたけれど、すごい項目が載っていました。それか

ら小さな飲食店などですと、最低でも1メートルを取ろうとって、ラーメン屋のカウンターにずらっと並んだらなかなか入れないような小さな店だったら、そういった店に対してどうやって支援するのかというのを疑問を抱きました。

それから、先ほどの安全宣言でも、安全宣言をするのは当たり前のことで、公表によって大きな損失を被る場合には、それに対して先ほどはいろいろな制度の紹介であるとか、サポートをしていくということですが、他県であれば、協力金を明記してある所があります。

鳥取県などは協力金を明記してあります。休業要請に対して協力金を払った自治体はたくさんありましたけれども、これは一定の見舞金とか協力金みたいなものもあっていいのではないかと思うのです。

時間がないから、まとめて申しますけれども、個人の方が亡くなられた時、その死亡者の亡くなるに至った状況は非常に大事な情報なのです。

これを公表してほしいという、もちろん個人名などは公表してはいけませんけれど、その状況というのを、経緯というのを公表してほしいという声があります。たくさん聞きました。

これもできるだけ協力をお願いして、公表してくれた場合は見舞金を出すとか、それなりの促進をするべきだと思います。意見として申し上げておきます。あとで答えられることがあったらまとめて教えてください。

例えば、アプリの登録をしてくださったお店のQRコードですね。それからそういうお店に対して、例えば実際にそこにお客さんが来ていた時に密だったか、密でないかということとあとで検証しようと思えば、防犯カメラを付けておけばいいですね。防犯カメラを設置しているというのは店に掲げておかなければ、プライバシーの侵害になるからいけないでしょうけれど、後で検証できます。そういう具体的な、小さなお店でも対策がきちんと取れるような具体的な支援をお願いをしたいと思います。

それから、意見をどんどん言いますが、警察の方にお尋ねしたいのですが、私がずっと言ってきたまいりました風俗関係に対して、警察として従業員の数を把握するとか、この機会に、できることがあったら最大限やってほしいのですけれど、どういうことができるか説明してください。

田中警察本部企画課長

扶川議員から従業者数等を把握できないかということで御質問いただいておりますけれども、県警察におきましては、風営法に基づく立入りを行った際に、従業者名簿を確認して、その時点での従業者数を把握しているところでございます。

しかしながら、全ての風俗店や性風俗店の営業所ごとの従業者数、例えば毎週でありますとか、毎月といったように、定期的にまた継続的に把握するという事はしていないところでございます。

また事前委員会でも御答弁させていただきましたけれども、東京都におきましては、警視庁の警察官が風俗店の立入りを行った際に、その後、都の職員が営業者の同意を得た上で従業者等に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を呼び掛けたものと承知をしてございます。

必要に応じて、ということになるかと思いますが、性風俗店に対しましてもこうした取組が参考になるものと考えておるところでございます。

扶川議員

性風俗の関係はまだまだいっぱい議論したいのです。一言言っておきますと、この条例は性風俗を対象外としています。

ところがその条例の一部に差別的取扱い等の禁止と書いています。これは感染者や家族に対する差別的取扱い禁止ですよ。

こういうふうな条例をつくること自体が、性風俗業者というものを通常の業者から別扱いにして、場違いにして、差別しているではないですか。こんな差別はけしからんと、持続化給付金は私たちが欲しいということで、先日関西のグループから訴訟が起きたでしょう。これはよくないですよ。これは引き続き議論していきたいと思うのですけれど、また見解をお尋ねしたいと思います。

先ほど答弁があったように、警察は取りあえず警察のやれる範囲で性風俗の方に対しても努力しようとしているのですよ。縦割りではいけないという議論もありました。一致してやらなければいけないという議論がありました。そして性風俗以外には、ガイドラインが守られているかということ現場に入って行って県自身もやろうかというそういう答弁までありました。

性風俗だけやろうとしないのはおかしいですよ。是非、県警がやる際には同行して、性風俗店に対しても、それなりの支援とは言いません。御助言をしていただきたいと思ます。

店として公表する場合は、きちんと支援するというふうにもこの条例にも位置付けなければいけないのです。性風俗なんて一切知りません、相手にしませんという条例になっていますよ。差別そのものではないですか。私はおかしいと思ます。引き続きまた県土整備委員会の危機管理環境部関係で条例の提案に対する具体的な条文が出てきたら、そこで議論したいと思ますが、そのあたりのことをどんなふうに見ていただいているか、一言だけ答弁をいただいて終わりたいと思ます。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、性風俗の関係ということでございます。立入りにつきましては、まずは、本県で性風俗関係の発生がただいま1名というところでございます。

あえて感染防止対策を実施するための職員とか、リソースをそこをターゲットにして投入していくというのはなかなか難しい、合理性がないのではないかと考えているところでございます。

また、実際に入っていくための部分につきましても、性風俗だけでないのですけれども、ガイドラインに反しているだけという形になりますと、現行法において明確な根拠というものが実は今のところ用意がされていない。そういう意味でも、まずは国の議論というものをしっかりと注視していく必要があると思っているところでございます。

また、実際にこの対策に割き得る職員の数等々の物理的な意味合いで考えていきますと、なかなか難しいのではないのかなと思っているところでございます。

また、今回の条例につきましては、特定の業種を差別的な取扱いうんぬんというお話もございましたけれども、我々とすればそういうような意識ではございません。

我々とすれば、県民、事業者、皆様それぞれにこういった感染防止対策をお願いして、していただきたいという思いの中で、この条例を提案させていただいているところでございます。

また、支援について、責めのない場合、十分な感染防止対策がなされている場合というところでございます。それぞれの店のづくりもいろいろ違うと思えますけれども、それぞれで皆さん工夫もいただいているところでございます。

そういうものも十分しっかりと受け止めた中で、この条例についても運用を図ってまいりたいと思っているところでございます。

福山委員長

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第1号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

平井副教育長

請願1号の3ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について、現状を説明させていただきます。

①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現することにつきましては、県立高校においては、発災時の生徒の安全確保はもとより、地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから、高校施設整備に当たっての最優先課題と位置付けまして、学校施設校舎等の耐震化を進めてきた結果、平成30年度末に阿南光高校新野キャンパスのとくしまイノベーションセンター棟の耐震改修が完了し、県立高校施設の耐震化率は100パーセントとなっております。県立特別支援学校につきましては、平成27年度末に池田支援学校美馬分校の耐震改修が完了し、全ての学校の耐震化を完了しているところでございます。

なお、公立小中学校の耐震化については、令和2年4月1日現在で、耐震化率は99.8パーセントであり、耐震化が完了していない棟は、1,010棟中2棟となっております。この2棟につきましても、改築計画を進めている状況にございます。また、倉庫等の小規模な建物についても、耐震診断の努力義務があるとされており、県立学校については、今年度、これまでの耐震診断結果をもとに小規模建物の整備方針を策定し、施設の最適化を図りながら、計画的に耐震化を進めてまいりたいと考えております。

市町村に対しても、今、申し上げました今年度策定予定の県の整備方針をもとに、小中学校施設の小規模建物の計画的な耐震化が図られるよう、技術的支援や指導、助言等にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

②巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が、主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進、そして津波に対して安全な避難場所

を確保することにつきましては、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための、指針を示して、避難、防災体制の構築を促し、更に教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。

各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて、地震津波からの避難経路や避難場所を全ての学校において設定しております。避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第1次避難場所、第2次避難場所を設定し、それを踏まえての実戦的な避難訓練等を繰り返し、年度ごとに学校防災計画の見直しや改善を重ねております。

今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に積極的に努めてまいります。請願の内容に関する現状は以上でございます。

福山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続審査」という者あり)

それでは、本件については、継続審査すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(簡易採決)

請願第1号の3

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。(15時45分)